

平成30年第1回定例会
新冠町議会会議録
第2日（平成30年 3月 8日）

◎議事日程（第2日）

開議宣告

議事日程の報告

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		行政執行方針（町長・教育長）
日程第 3	議案第15号	平成30年度新冠町一般会計予算
日程第 4	議案第16号	平成30年度新冠町簡易水道事業特別会計予算
日程第 5	議案第17号	平成30年度新冠町下水道事業特別会計予算
日程第 6	議案第18号	平成30年度新冠町国民健康保険特別会計事業勘定予算
日程第 7	議案第19号	平成30年度新冠町後期高齢者医療特別会計予算
日程第 8	議案第20号	平成30年度新冠町介護サービス特別会計事業勘定予算
日程第 9	議案第21号	平成30年度新冠町立国民健康保険診療所事業特別会計 予算
日程第10	会議案第1号	特別委員会の設置について (平成30年度新冠町一般会計等予算審査特別委員会)

「閉議宣告」

◎出席議員（11名）

1番 須崎 栄子 君	
3番 武藤 勝 圀 君	4番 長 浜 謙太郎 君
5番 荒木 正光 君	6番 氏 家 良美 君
7番 武田 修一 君	8番 堤 俊昭 君
9番 秋山 三津男 君	10番 竹 中 進一 君
11番 但野 裕之 君	12番 芳 住 革二 君

◎出席説明員

町 長	鳴海 修司 君
副 町 長	中村 義弘 君
教 育 長	山本 政嗣 君
会 計 管 理 者	堤 秀文 君
総 務 課 長	坂本 隆二 君
町 民 生 活 課 長	坂東 桂治 君
税 務 課 長	佐藤 正秀 君
保 健 福 祉 課 長	鷹 賢 寧 君
建 設 水 道 課 長	関口 英一 君
産 業 課 長	島田 和義 君
企 画 課 長	原田 和人 君
教育委員会管理課長	工藤 匡 君
教育委員会社会教育課長	湊 昌行 君
診 療 所 事 務 長	杉山 結城 君
特別養護老人ホーム所長	山谷 貴 君
総務課総括主幹	新宮 信幸 君
保健福祉課総括主幹	楫川 聡明 君
町民生活課総括主幹	竹内 修 君
建設水道課総括主幹	本間 浩之 君
産業課総括主幹	三宅 範正 君
教育委員会社会教育課総括主幹	谷藤 聡 君
農業委員会事務局局長	田村 一晃 君
税務課総括主幹	今村 力 君
企画課総括主幹	佐々木 京 君
代表監査委員	岬 長敏 君

◎議会事務局

議会事務局長

佐渡健能君

議会事務局係長

浜口雅史君

(開会 10時00分)

○議長（芳住革二君） 皆さんおはようございます。

◎開議宣告

○議長（芳住革二君） ただいまから、平成30年第1回新冠町議会定例会第2日目の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（芳住革二君） 議事日程を報告いたします。本日の議事日程は、お手元に配布した印刷物のとおりであります。

◎日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（芳住革二君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、5番 荒木 正光 議員、6番 氏家 良美 議員を指名いたします。

◎日程第 2 行政執行方針

○議長（芳住革二君） 日程第2 行政執行方針を行います。はじめに、町長より行政執行方針を述べたい旨の申出がありますので、これを許します。鳴海町長。

○町長（鳴海修司君） 町議会議員の皆さん並びに町民の皆さん、平成30年第1回新冠町議会定例会の開会にあたり、町政執行に関する基本方針と施策の概要を申し上げ、皆さんのご理解とご協力をいただきたいと存じます。私は、昨年5月に多くの町民の皆さんのご理解あるご協力と熱いご支援により、町長に就任させていただくこととなりましたが、町民の皆様方の行政に寄せる期待の大きさを改めて実感しておりますとともに、果たすべき責任の重大さを痛感しており、就任以来身の引き締まる思いで職員と一丸となって町政の運営に努めてまいりました。今後もこの気持ちを忘れること無く、全力で行政の推進にあたってまいります。政府は、昨年12月に平成30年度の経済見通しを公表しておりますが、その中で平成29年度の我が国の経済情勢は、アベノミクスの推進により雇用・所得環境の改善が続く中で、緩やかな回復基調が続いており、個人消費や民間設備投資が持ち直すなど民間需要が改善し、経済の好循環が実現しつつあるとされており、平成30年度の見通しにおいても、雇用・所得環境の改善が続き、経済の好循環が更に進展する中で、民間需要を中心とした景気回復が見込まれるとの予測がなされております。このように、いざなぎ景気を超えて戦後2番目の長さとなった日本の景気拡大は、株式市場においても如実に表れ、1月23日には日経平均株価が2万4000円を超え、バブル後の最高値を更新しております。その後、アメリカの金利上昇の影響を受け、円高、世界的な株安と一

気に沈滞ムードが高まりましたが、昨年10月から12月期の実質国内総生産GDP速報値が、28年振りの8四半期連続でプラス成長に達したことを受け、国内景気は、円高・株安を跳ね返して緩やかな成長が続くとの見方が強まっております。このような中、平成30年度の国の予算編成の基本方針では、希望を生み出す強い経済、夢を紡ぐ子育て支援、安心につながる社会保障のアベノミクスの新・三本の矢に沿って、1億総活躍社会実現の取組みを加速すると公表され、これによって幼児教育の無償化や待機児童の解消など、地方が重要な役割を担う施策も盛り込まれております。また、平成30年度予算が、国の経済・財政再生計画における集中改革期間の最終年度とされており、歳出改革を着実に推進するとともに、引き続き歳出全般にわたり聖域なき徹底した見直しが推進されることとなり、地方においても、国の取組みと基調を合わせた徹底した見直しが求められることとなります。私は、町長就任以来町民の声が活かされる町政、分かりやすく公平・公正な町政、町民と行政との協働のまちづくりを町政運営の基本姿勢として、町民の生活を守り、活力ある新冠町のために誠心誠意努力してまいりました。平成30年度におきましても、この基本姿勢を常に念頭に置きながら、私の目指しております思いやりと笑顔のあふれる新冠の実現に向け、着実に前進してまいりますのでご理解とご支援を賜りたいと存じます。特に、町長立起の際に町民の皆様とお約束してきた公約の実現に加え、これまで積み残されてきた数多くの行政課題への適切な対応が求められておりますが、厳しい財政状況にある中、限られた財源のもと、町民にとって何が重要かつ優先すべき課題であるかをしっかりと見極めるためにも町民の皆さんとしっかりと向き合い、町民の声が活かされる町政の実現にまい進してまいります。なお、各分野における具体的な施策につきましては、主要施策の推進の中で述べさせていただきます。平成30年度の予算編成について、概要を申し上げます。平成30年度の地方財政対策につきましては、地方が自由に使える一般財源総額を確保した上で、地方交付税の総額が確保されたとともに、臨時財政対策債につきましても前年度マイナスに抑制されている中、本年度の当町の予算編成にあたりましては、恵寿荘や診療所等の大型事業が予定されることから、町債残高の減少に努めるべく歳出の削減に努めてまいりましたが、燃油単価の高騰や労務単価の上昇により委託料や維持補修費等が増加し、一般会計の予算総額は前年度対比5.3%増の49億9600万円となっております。歳入予算の概要ですが、自主財源であります町税につきましては、個人住民税において一部業種の所得の増加が見られることから、前年度対比8.39%の増収を見込んでおります。法人町民税におきましても、一部業種において減収となるものの、全体的には堅調な伸びがみられることから、前年度対比30.1%の増収を見込んでおります。次に、固定資産税は、今年度3年に1度の評価替えの年となり、不動産鑑定により宅地、建物が減額評価となる見込みでありますことから、前年度対比3.17%の減を見込みましたが、町税全体では前年度対比7.12%の増となっております。次に、地方交付税ですが、町税の増収及び起債償還額の減少に伴う交付額の減少が予測されますが、昨年度交付された実績を考慮し、前年度対比0.2%増の26億4300万円を見込んでおります。

次に歳出予算の概要ですが、本年度も第5次新冠町総合計画に定められた7つの基本施策に基づき事業を推進することを基本としておりますが、限られた財源を有効に活用することを基本に、財政収支や将来負担を見据え、緊急度の高い事業を優先しながら新たな行政課題にも適切に対応すべく予算計上しております。特に懸案であった、携帯電話の不感地域の解消に向けた光回線の整備に取り組むこととしておりますし、また、児童生徒の健やかな成長を後押しするとともに、子育て世帯の経済的負担を軽減するため給食費を無料化するほか、子ども誕生祝金の給付を実施いたします。また、農家子弟の親元就農に対する奨励金の交付や町民の健康保持を図るため、各種健診費用を無料化にすることとしております。その結果、6つの特別会計の予算総額は19億2673万8000円となり、一般会計を含めた平成30年度当初予算の総額は、前年度対比2.9%増の69億2273万8000円をもって措置しております。次に、主な施策の推進について概要を申し上げます。

1つ目は、健康で安心して暮らせるまちづくりでございます。はじめに、地域福祉の充実についてであります。急速に進行する少子・高齢化社会の中で、町民の皆さんが我がまちに暮らすことに幸せと誇りを感じ、それを共有することは、まちの発展にとって大切な要素であります。新冠町で婚姻届を提出し、新生活をスタートした新婚夫婦を祝福し、末永く幸せな家庭を築いていただくため、結婚記念品として新冠温泉の入浴券とペアお食事券を贈呈する事業は、人生の節目の思い出と地域の観光施設を知る機会の提供として好評を得ており、気持ちの通う住民サービスを継続してまいります。地域福祉向上のためには、自助、互助、共助、公助による多様な地域の支え合いにより、個人が人としての尊厳を持って、家庭や地域の中で障害の有無や年齢にかかわらず、その人らしい安心のある生活が送れるよう自立支援する体制の整備が求められております。そのため、地域における適切な福祉サービスのあり方、提供体制の整備、住民参加やボランティアの育成等を定める市町村地域福祉計画を策定してまいります。策定にあたっては、住民を主体とし社会福祉事業を行う社会福祉法人や、地縁団体等の様々な福祉実施主体の参画によるもの、また、社会福祉活動を実践する新冠町社会福祉協議会の活動計画との整合性も図り、計画を策定実践してまいります。次に児童福祉の充実についてであります。地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進める子ども子育て支援新制度が平成27年4月からスタートしており、新制度におきまして保育所等の施設における利用者負担額は、公立・私立いずれの施設利用者にとっても共通した負担になったほか、町が独自に設定している負担軽減措置は新制度移行後も継続し、負担の増加にならないよう措置しているところであります。同一世帯で複数の子どもが施設を利用している世帯への多子軽減につきまして、対象となる子どもの年齢制限を撤廃する制度改正が行われたことから、当町におきましても同様の軽減措置を図り、児童福祉の充実に努めることとしております。さらに、平成29年度より道の補助事業を活用し、3歳未満に対する第2子以降の保育料を無償化することにより、子育て世代の負担軽減を図っております。また、平成30年4月からは、次世代を担う子どもの誕生を祝い、まちの活性化と児童の健全な発育を願い、子ども誕生祝金給付事業をスター

トいたします。次に、高齢者福祉についてでございます。高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるように支援することに対する取組みであります。高齢者が介護予防のため、定期的に通いの場へ出かけ運動するいきいき100歳体操は、市街地を中心に6か所で実施しており、また昨年から認知症への理解や家族の情報共有の場としての認知症カフェの開催が市街地で始まりましたが、それらの活動の情報発信を行い全町的な普及を目指してまいります。認知症で徘徊行動のある方の家族に対しては、行方不明時にGPSを使用して居場所を確認する装置の導入に対する補助を始めてまいります。また、医療と介護の連携では、個人の病歴や介護情報を医療機関や薬局、介護事業者、家族と情報共有するための地域連携手帳を作成し、対象者への配布を行うことや介護関係の広報紙の定期発行により住民啓発を図ってまいります。生活支援体制の整備についてですが、地域の課題抽出や情報共有、行政や制度ではカバーできない部分を住民同士で支え合い解決する体制を整備する生活支援コーディネーターを配置いたします。資格取得に対する助成制度ですが、高齢化率の上昇に伴い介護事業を担う人材需要の増加が見込まれますが、介護事業に携わるための資格取得に対する助成について、昨年からは開始した初任者研修費助成に加え実務者研修に係る助成を実施いたします。第7期新冠町高齢者保健福祉計画に基づき、医療・介護・住まい・介護予防・生活支援の充実により実現される地域包括ケアシステムの構築に向けて、地域包括支援センターを中心に要支援、要介護者の在宅生活に必要な支援の深化・充実に努めてまいります。次に、障害者福祉についてですが、第5期新冠町障害福祉計画に基づき、自立支援や各種支援事業をはじめ、社会福祉法人新冠ほくと園が運営しますサポートセンターえましま内における相談室かけるでの障害者の日常生活や、就業に係る相談支援や地域活動支援センターにおける日中活動支援を通じ、障害者の自立を支援してまいります。次に、町民の皆さんの健康の維持増進についてです。年代やライフステージに応じ、快適な生活が送れるよう自己効力感や地域コミュニティを活用した生活習慣の改善につなげる健診・各種予防事業を継続して実施してまいります。特に、生活習慣病予備群を把握するための特定健診、各種がん検診、婦人科検診の受診率の向上対策として、検診自己負担金の無料化を実施いたします。妊娠・出産に係る支援について、今年度から新生児聴覚検査に係る助成を開始しております。また、マザーリーフ事業として実施しております特定不妊治療費助成に不育症治療費を追加することといたします。昨年度充実させたママさぽーと119・ハイヤー制度等の出産支援制度についても継続実施し、妊娠・出産時支援の充実を図ってまいります。町民の健康増進に資するための新冠町健康増進計画の策定について、今年度から2年間の期間をもって策定することとします。生活習慣の改善や健康寿命の延伸に係る指針等を盛り込み、さらに食育基本計画、自殺対策計画を統合した計画策定に着手し、今年度はアンケート調査を実施いたします。次に、国民健康保険についてですが、今年度から都道府県が市町村と共に国民健康保険の運営を担うこととなりました。財政運営の責任主体が北海道へ移り、市町村はこれまでどおり保険給

付や保険税の賦課徴収、保険事業を実施することとなります。医療費の増加と北海道へ納める事業納付金が比例する仕組みとなっておりますので、市町村は医療費適正化事業や特定健診事業に積極的に取り組むことが求められます。今年度から特定健診の自己負担を無料化することで、生活習慣病の早期発見や特定保健指導による生活習慣の改善、特に糖尿病性腎症による人工透析の移行時期を遅らせるための重症化予防対策を、国保診療所医師と連携を図りながら実施してまいります。新冠町立国民健康保険診療所の診療体制につきましては、高齢者を中心として多くの町民誰もが住み慣れた地域で安心して医療サービスを受けられることを望んでいることを念頭に置き、医療提供体制の安定構築を図るためにもかかりつけ医としての常勤医師の定着を図る努力を今後も惜しまず続け、今後より一層町民の皆様方より必要性が求められる存在意義のある医療機関を目指し、診療所運営を強化充実してまいりたいと思っております。町内唯一の一次医療圏における医療機関として、町民の安心安全や健康保持のため、入院病棟及び救急外来患者24時間受入体制を1日も早く再開できるよう全力で取り進めております。外来一般診療は、これまで同様常勤医師による内科診療のほか、専門医による定期診療として循環器診療と整形外科診療を継続実施するとともに、苫小牧東病院との連携医療機関による定期出張応援医師体制も併せて継続しながら、関係機関との連携をより一層図り、町民の信頼を受ける地域に根づいた医療機関として診療所の体制づくりに鋭意努力を続け、町民皆さんの健康の保持と医療の安心安全を確保してまいります。2つ目は、潤いのある環境を創出するまちづくりについてです。はじめに、地球温暖化対策についてであります。省エネ・二酸化炭素削減による地球温暖化の防止に貢献する取組みにつきまして、各家庭でのLED照明への転換を平成28年度まで5ヵ年にわたって支援を進めてまいりましたが、制度要望の声もありますことから3年間の期間を設けLED照明の奨励対策を実施するとともに、地域の街路灯につきましては、これまで未整備だった電柱一体型の街路灯及び町有道路灯についてLED化を進めてまいります。次に、環境衛生の向上についてです。ごみ処理・リサイクルの推進につきましては、平成15年度からごみの減量化と資源ごみの分別収集に取り組んでまいりましたが、これまで、ごみ袋に持ち手を付けた形状に変更するなど利便性の向上に努めてきましたが、今後におきましても、ごみの減量化と資源保護の観点から、分別方法の周知徹底とリサイクル活動の一層の推進に努めてまいります。次に、環境衛生の推進についてですが、平成13年度から制度化している新冠町合併処理浄化槽設置整備事業につきまして、本年度も定住・移住促進制度の対象分も含め、生活雑排水による環境汚染を防止し、生活の質や公衆衛生の向上のため、合併処理浄化槽の設置に対する助成を継続してまいります。次に、火葬場の維持管理についてですが、平成24年度において1号火葬炉側壁等改修工事、平成28年度には2号火葬炉拡大改修工事を行うなど、これまで適切な維持補修を行ってきたところであります。また、現代社会において、家族の一員として位置付けられているペットの火葬についてもニーズに対応できる体制を整えているところであります。3つ目は、快適で暮らしやすいまちづくりについてです。はじめに、公営住宅の整備につい

てです。新冠町公営住宅等長寿命化計画に基づき、国の交付金事業を活用した節婦ふれあいタウンの内部改修工事を本年度も継続してまいります。各団地につきましては、維持的な修繕工事も行いながら、快適な居住環境を目指してまいります。また、一般住宅における耐震改修や、省エネ・バリアフリー等の改修工事に対する補助事業であります。新冠町住宅リフォーム助成金交付事業として交付金事業を活用し、本年度も継続してまいります。次に、水道事業についてですが、道営事業により芽呂地区の導水管及び配水管の布設工事が行われます。次に、下水道事業についてですが、長寿命化計画に基づき、交付金事業により本年度もマンホールポンプ場等の機械、電気設備の更新工事を中心に継続して行ってまいります。また、次期長寿命化計画となる下水道ストックマネジメント基本計画策定業務も交付金事業により行ってまいります。次に、河川、明渠事業についてですが、堆積土の除去や立木伐採等により河川、排水路断面を確保するとともに、護岸等破損箇所の補修工事を行い、河川、明渠施設の予防保全、減災対策などに努めてまいります。次に、道路事業についてですが、道営事業により芽呂地区の道路整備事業で調査設計業務等が行われます。また、交付金事業として、新冠市街地線1号支線の改築工事を継続してまいります。橋梁の長寿命化工事は、策定した年次計画に基づき交付金事業により補修工事を中心に本年度も継続してまいります。また、大狩部勝山紺野線、軽種馬共同育成場線などの舗装等の工事の継続実施により、交通安全対策、道路機能の向上、生活基盤の安定を図ります。また、その他の路線につきましても、舗装や排水施設等などの維持管理を行い、道路施設の予防保全、減災対策などに努めてまいります。次に、情報通信基盤整備についてです。町内では平成24年に市街地地域において超高速ブロードバンドのサービス提供が開始され、市街地地域以外においては超高速ブロードバンドの環境は未整備でしたが、情報化社会の著しい進展、特に技術革新が進む今日、整備の必要性が以前にも増して高くなってきております。携帯電話が繋がらない地域での不感地域の解消をはじめ、事業活動での活用など数多くの要望もありますし、町の防災対策、定住・移住対策促進の面からも整備の必要性を強く認識しておりますので、通信格差の解消と高度情報化社会に対応した環境の整備を図る観点から、高速通信網の拡充に向け光回線の整備を進めることとし、今年度は事業の円滑な執行のため事前調査を実施してまいります。次に、地域公共交通の確保についてです。公共交通機関の利用者は、人口減少や自家用車の普及などにより年々減少傾向にあり、公共交通を取り巻く情勢は厳しくなっている現状ではありますが、一方で高齢化の進行に伴い交通弱者が増加し、地域公共交通の果たす役割は重要性が増しております。誰もが公共交通を利用して外出できるまち、人々が生き生きと活動できるまちをつくるため、より利用者のニーズに即した地域の足を確保することが将来を展望した町づくりにおいて必要であることから、西新冠地区における自宅送迎型のデマンドバス並びに、町内全域及び新ひだか町静内地区の医療機関への送迎機能を付加したコミュニティーバス、メロディー号の運行につきましては、地域の足として定着しており、今後とも利用者の皆さんの声に耳を傾け、運行時刻や運行経路等の見直しなどを行い、利便性が高く効率的で

持続可能な地域公共交通として運行に努めてまいります。次に、生鮮食料品等の買い物対策についてです。生鮮食品等において、農協ストアの閉店により日常的に扱う店舗が無く、近隣町へ出向く事ができない高齢の皆さんを中心に多くの町民が困っているという切実な声が多くあり、生鮮食品や日用品を自ら見て選び買う事のできるような施設整備の構築が必要と考えておりますが、民間による出店の話も聞こえておりますので、しばらく推移を見守りたいと考えております。4つ目は、安全で安心して暮らせるまちづくりについてです。はじめに、防災対策についてです。東日本大震災以降、避難に勝る防災なしと言われる様に、いち早い避難が最も求められるところですが、予期せぬ災害に備え、防災事業を実施し、自助及び地域による共助の意識醸成、向上に努め町民とともに災害に強いまちづくりを進めてまいります。本年度は、防災備品の更新、補充や既存の設備の維持管理を行うとともに、津波や大雨、土砂災害などの自然災害に対し、速やかに対応できるような危機管理体制の強化に努めてまいります。特に、老朽化が著しい節婦避難階段については、全面的な改修工事を実施し、有事の際の備えに万全を期してまいります。次に、交通安全・防犯対策についてですが、交通事故の防止には一人ひとりが人命の尊さを認識し、日常生活を通じて自主的に交通安全に取り組む必要があります。そのためには、交通安全意識の高揚を図ることが必要とされるところであり、本年度も町交通安全推進委員会との連携を図り、交通安全指導員への活動支援及び啓発活動や道路交通環境整備等の総合的な交通安全対策に努めてまいります。さらに、町民生活の安全の確保及び地域の安全の確保に向け、新冠町防犯協会及び関係機関と連携を図り、安全で住みよい町づくりを目指してまいります。5つ目は、力強く安定した産業づくりです。はじめに、農業の振興についてであります。当町の基幹産業であります農業におきましても、少子高齢化の進行や若者の都市への流出の影響が大きく、担い手の不足は深刻さを増しております。このため、農業支援員制度の運用により新規就農を目指す人材の育成や、農地・農業用施設など就農に必要な初期投資に対する補助制度を設け、新規参入者の受入れを中心とする担い手対策を進めております。近年は雇用情勢の回復から、農業支援員の確保に苦慮しておりますが、情報の発信や就農イベントへのブース出展などを通じて、引き続き人材の確保に努めてまいります。また、農家子弟には自家経営に必要とされる資格や免許の取得費用への助成に止まっておりますが、本年度からの新たな取組みとして農家子弟が親元就農した場合に交付する奨励金制度を設けております。子弟が自身の職業として親元就農を選択する一つの動機付けとなることを期待しておりますが、一人でも多くの子弟が本制度を利用し親元就農していただくことを望んでおります。水稲・畑作部門では、水田営農と畑作を中心とした経営所得安定対策事業や地域の共同活動により、農地を保全する中山間地域等直接支払制度の円滑な実施を進め、安定的な農産物の生産と農業所得の向上に努めてまいります。また、施設園芸作物の生産において、効率的な作業体系の確立と労働力不足の一助として推進してきましたビニールハウスへの自動換気設備の設置について、既存のビニールハウスへの設置についても本年度から補助対象に加え、生産面積の維持・拡大に向けた支援を広げてま

います。軽種馬振興については、懸念されていた競走馬生産振興事業の5年継続が決定しましたが、強い馬づくりに向けて、より事業効果を高め、また利用の促進が図られるよう対象要件の緩和や支援の拡充について引き続き要請してまいります。販売対策ではインターネットを活用した売り馬情報システムの運用や当町が単独で実施しているコンサイナー費用への上乗せ助成など継続して支援を行ってまいります。また、ホッカイドウ競馬や地方競馬での協賛レースやアイバ祭の実施など売上向上対策への支援も引き続き行い、馬産地として競馬事業の振興に努め、新冠産馬の販売向上に繋げてまいります。酪農振興につきましては、良質な生乳の生産やゆとり・豊かさを持った酪農経営のために、乳牛検定組合や酪農ヘルパー組合への支援を継続してまいります。また、町有牧野での預託事業を通じて、自給飼料や労働力不足の解消を図り、放牧管理を介した家畜の健康増進と健全育成に努めてまいります。肉牛振興については、和牛センターにおける適正な飼育管理や、なお一層の肥育技術の向上に努めるとともに当センターの利用を促進し、育種価データを活用した能力の高い繁殖雌牛の選抜を進め、効率的な和牛改良を推進してまいります。また、育種価能力の高い町有牛から採卵した受精卵提供事業は、和牛改良組合及び酪農振興会ともに好評を得ておりますので、本年度も安定的な供給に努め、受精卵を用いた乳肉連携による和牛繁殖基盤の更なる強化と低コストな生産体制の構築を推進してまいります。家畜防疫については、家畜自衛防疫組合など関係機関と連携し、家畜伝染病の発生予防に努め、引き続き予防注射や伝染病検査を支援するとともに、農場周辺での消毒の徹底や関係者以外の立入制限など飼養衛生管理の啓発に努めてまいります。毎年度、エゾシカやアライグマなどの有害鳥獣により多大な被害を受けておりました農作物につきましては、これまでの駆除対策や電気柵など被害防止対策の効果もあり、被害面積は減少傾向に転じております。本年度につきましても日高西部鳥獣被害防止対策協議会や北海道猟友会日高中部支部新冠分会の協力を頂きながら駆除対策に取り組んでまいります。次に林業の振興についてです。森林は循環利用を可能とする貴重な財産であるとともに、安全な国土の形成や自然環境の保全、さらには地球温暖化防止にも貢献するなど私たちの生活に密接に関わっておりますが、木材価格の低迷や森林所有者の世代交代など森林経営への意欲や関心の低下から施業管理を長期間放置される懸念もあります。このため、長期的な視点に立った適切な森林整備や国産木材の利用促進に向け、所有者や面積など森林に関する情報をデータベース化した林地台帳の整備を進めておりますが、内容の精査充実についても取り進めてまいります。町有林につきましては、森林経営計画に基づき、伐期を迎えた岩清水・古岸地区のカラマツ15.18ヘクタールの皆伐のほか、植栽や下刈りなどを継続的に実施し、森林資源の有効活用や将来にわたる森林機能の維持のための事業を実施してまいります。なお、これまで町有林は長伐期化による管理を主体に行ってまいりましたが、標準伐期に達している町有林については順次、皆伐できるように取り進めてまいります。民有林につきましては、森林所有者の計画的な森林整備を促進するため、民有林振興対策事業などの啓発に努め、引き続き支援を行ってまいります。次に、水産業の振興についてです。

水産業は気象や海水温の細かな変化が著しく漁獲量に影響を及ぼします。沿岸漁業を主体とする当町にとっては、限られた資源と漁場を有効に活用し、資源回復や生産増大に向けた地道な取組みが大変重要であり、漁業協同組合や関係団体との連携を図りながら、安定生産に向けた資源づくりと資源管理に努めてまいります。主力となるタコ漁につきましても、国の支援により整備されるタコ産卵礁の周辺に稚ダコ保育礁の設置を組み合わせることで、幼稚仔の生育を保全し効果的な生産基盤の構築に期待できることから、引き続き支援をしてまいります。希少資源であるマツカワの放流事業は、ここ2年ほど漁獲量が低下しましたが、これまでの事業成果もあり漁獲量は比較的安定しておりますので、漁業協同組合等と連携のうえ引き続き魚価の向上や消費拡大に向けて取り組んでまいります。また、資源回復を図っているホッキ貝につきましても、引き続き水産多面的機能発揮対策事業による漁場の耕うんを行うとともに、町単独費による最小成貝放流事業を組み合わせ、安定した漁獲量の確保に努めてまいります。地元漁業者から各種要望を受けております漁港整備事業につきましても、早期に整備が進められるよう引き続き関係機関に要望してまいります。次に、観光振興についてです。新冠温泉をはじめ乗馬クラブや道の駅など観光関連施設の適正な管理に努めるとともに、森林公園内の各種修繕を行い利用者の快適性や安全性の確保に努めてまいります。ホロシリ乗馬クラブにつきましても、日高道のルート上にあることから西泊津町有地への移転を計画しており、関係機関とも十分協議の上、日高道の工事計画の関係もありますので、なるべく早い段階で移転先について方針を固めながら移転事業を進めてまいります。また、道の駅ゾーンにつきましても、厚賀インターチェンジの開通により、道の駅への立ち寄り客の増加が見込まれ、関係機関からもリニューアルを望む声もありますので、リニューアルの検討を考えてまいります。ソフト面での取組みとしては、道内各自治体と連携事業を行なっている札幌市内のホテルとの観光、定住移住等を含めた町のPRを図るため広域連携事業を実施することとし、町の特産品や食材提供による農海産物のPRをはじめ、レコード文化の取組や民間施設の紹介などをホテル利用者や札幌市民に広く周知を進めてまいりますほか、厚賀インターチェンジ開通を契機に日高地域への人の流れを拡大し、地域の活性化につなげ、オール日高で日高地域の魅力発信を行うため、道央圏や各町でのイベントへの出店やさまざまな広告媒体を通じたPR活動の充実を努めることとしております。なお、町内における観光の推進体制として、地域おこし協力隊制度を活用して観光協会に從事していただき、町の特性を活かした観光振興を推進し、交流人口増加による町の活性化を図るとともに、町の観光担当者も加わり観光協会と一体となって各種事業に取り組んでまいります。6つ目は、学校・家庭・地域社会が一体となった人づくりについてです。少子高齢化、人口減少が進む中、生涯にわたり誰もが生き生きと暮らす魅力ある町づくりを進めるためには、学校、家庭、地域社会が連携して人づくりを推進することが肝要であり、これからの町づくりの根幹となるものであります。そのため、平成29年度において、教育委員会と教育政策の方向性を共有する総合教育会議を適宜開催し、平成30年度から2か年を対象とした教育の目標や施策の方針を定

めた教育大綱を策定したところであります。その基本理念には、生きる力を育み、ふるさと愛を深める新冠の教育を掲げ、重点施策に生きる力を育む学校教育の充実、ふるさとを愛し、生涯にわたり、学びあい、教えあう学習社会として定め、当町の教育の推進を図ることにしております。生きる力を育む学校教育の充実では、幼児教育の推進として連続性のある教育及び保育環境の整備を推進し、心も体もたくましい幼児の育成を図るとともに、学校教育については、時代のニーズに応じた教員の資質と指導力の向上を図り、また、地域に開かれた学校づくりを目指し、コミュニティースクールの導入や9年間の系統的・継続的な教育を行う小中一貫教育についての調査研究を行えるよう支援を進めてまいります。朝日小学校におきましては、引続き児童数減少に伴う複式となる学級の単式維持に向けた教員配置に努め、さらに各学校に学習支援員を配置し、確かな学力を育む学校経営の充実を図るとともに、グローバル化する社会に対応するため児童、生徒の外国語教育の推進、支援に努めてまいります。加えて、心身ともに成長、発達の上にある児童生徒の健やかな成長を後押しするとともに、子育て世帯の経済的負担を軽減するため給食費を無料化いたします。次に、ふるさとを愛し、生涯にわたり、学びあい、教えあう学習社会では、町民憲章とレ・コードの精神を大切にし、社会教育事業に関連付けながら町民の皆さんが生涯にわたって自主的に学び、活動できるよう学習や体験機会の充実を図ってまいります。20周年を終えたレ・コード館においては、引続き100万枚のレコードの保存と資料価値の向上に努めてまいります。また、町民の皆さんが生きる力を育み、生きがいを実感できるよう、それぞれの階層において展開されている文化活動やスポーツ活動を支援することで、社会教育活動を推進し、そして学校・家庭・地域社会の連携、協調に努めてまいります。最後に、自立したまちづくりについてです。住民本位の町政推進や町政への理解を深めていただくため、開かれた行政の一層の推進を図ることが必要であること、また、町民と行政の協働のまちづくり及び住民目線に立った町政の推進を図るため、町が取り組んでいる事業や、これから取り組もうとしている政策の経過などの情報を公開し、町民の皆さんからの生の声を聞く町政懇談会を引き続き実施するほか、今後のまちづくり、まちおこしのための町民会議等の設置に取組み、住民参画のまちづくりを進めてまいります。まちの根幹を成す人口の確保につきましては、第3期定住・移住支援事業により、住宅の取得に対する各種助成金等の交付を行い、持ち家の奨励と中古住宅の流通による定住の促進及び空き家対策にも並行して取り組んでまいります。また、新たな雇用の創出と定住人口の確保に貢献している日高食肉流通センターにつきまして、引き続き町の企業誘致条例に基づく奨励金を交付し、経営の安定化と地域経済の活性化を促進します。以上、平成30年度における町政執行に臨むにあたっての、私の所信と主な施策について述べさせていただきました。我が国が直面する最大の危機である少子化・人口減少への対応、さらには持続可能な社会保障制度、個性と活力ある地域経済を実現していくためには、住民の主体的参加、支えあいを通じた地方の努力がこれまで以上に重要な時代となっております。多くの町民が夢や希望をもって、いつまでも住み続けたいと思えるまちづくりにしたい、その

思いを実現するためにも、町民の皆さんとの対話を大切にする行政として、職員一丸となって全力で取り組んでまいりたいと考えております。最後になりましたが、議会議員の皆さんをはじめ町民の皆さん、関係機関並びに関係諸団体の皆さんの特段のご理解とご支援を心からお願い申し上げます、平成30年度の執行方針といたします。

○議長（芳住革二君） 町長の行政執行方針が終わりました。総務課長から、発言の趣旨の申し出がありましたのでこれを許します。はい、坂本総務課長。

○総務課長（坂本隆二君） ただいま、町長より平成30年度町政執行方針について、申し述べさせていただきました。議員各位にお配りしてございます町政執行方針の中で、訂正がございますのでよろしくお願いいたします。4ページでございます。上から11行目、総額は前年度対比29%増となっておりますが、正しくは2.9%増ということでございます。謹んでお詫び申し上げますとともに、訂正いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（芳住革二君） 次に、教育行政執行方針を行います。山本教育長。

○教育長（山本政嗣君） 平成30年第1回定例会の開会にあたりまして、平成30年度教育行政の執行方針を申し上げます。近年の社会情勢は、人口減少や少子高齢化に加えグローバル化の進展や、情報通信技術の発達などに見られますようにまさに変革の時代であり、教育行政は未来の作り手となる子ども達のために質の高い教育を確保し、次代のまちづくりを担う人材育成に資する役割を果たさなければなりません。当町がこうした変革の波に対応しながら発展を続けていくためには、生まれ育った新冠に愛着を感じ、互いを尊重しながら社会の変化に主体的に対応できる子どもの育成と、町民の皆さんが生涯にわたって豊かに学びながら力を合わせて地域を創造していくことが必要となります。教育委員会は、次代を担う子ども達が夢や希望に向かってたくましく生き抜く力を育むほか、町民一人一人が心豊かに生きがいを感じる暮らしができるよう生涯学習活動を推進し、活力ある地域社会の形成に努めてまいりたいと存じます。このような考え方に基づき、施策を進める上での基本的考え方を申し上げます。学校教育におきましては、本年度から次期学習指導要領の移行措置が始まるほか、特別な教科、道徳も実施時期を迎える訳でありますけれども、今回の改定では子ども達にとって必要な資質、能力とは何かを地域と共有して進める地域に開かれた教育課程が重視されていると同時に、何ができるようになるかを明確化し、知識や理解の質を高めながら資質、能力を育むための改善や改革が求められております。このことを踏まえ、各学校が学習指導要領に基づき適切な教育課程を編制し、その実践や評価を通じて子ども達の生きる力が着実に育まれるよう施策の推進に努めてまいりたいと考えます。また、社会教育におきましては、町民の皆さんが心豊かに生活を送るためには、一人一人がふるさとの歴史や文化を見つめ直し、自らを高める主体的な学習活動を通じ想像力や感性を磨き、活力あるまちづくりを進めることが大切でありますので、多様化する町民ニーズを的確にとらえ、町民憲章やREの精神を大切にした事業展開に努めてまいりたいと存じます。続きまして、教育行政執行にあたりましての主要施策について

申し上げます。はじめに、生きる力を育む学校教育の充実についてであります。教育課程を通してこれからの時代に求められる教育を実現していくためには、よりよい学校教育を通じ、よりよい社会を作るという理念を学校と社会が共有していくことが必要であります。このことは、社会に開かれた教育課程の実現に繋がるとともに、将来を担う子ども達が社会の形成者として、また人格の完成を目指す上でも連続性、系統性を意識した学校教育の充実が重要でありまして、その実現のために、次の取組みを推進してまいります。1点目は、確かな学力の向上についてであります。学校教育における教育課程の充実のために、カリキュラムマネジメントを確立させ、その評価に基づく授業改善を図るとともに、学力向上に向けた、連携から接続を意識した取組みを進めてまいります。具体的には、習熟度に合わせたきめ細やかな指導を行うために、学習支援員を全校に配置するとともに、長期休業中の補充学習の推進を図るため、大学生などを活用した指導体制の充実を進めてまいります。小学校におきましては、平成32年度から導入される外国語教育について、本年度から先行実施することにして、外国語指導助手を現在の1名から2名体制に強化した上で、外国語教育の更なる充実に向け、移行期間内における準備を進めてまいります。学校教育全体の取組といたしましては、プログラミング教育の研究や、授業へのICT機器の活用促進、更には各学校における学習規律の定着化を小中連携した取組みとして進めるなど、学習指導の工夫、改善を図ってまいります。また、家庭学習の習慣化を図るため、社会教育事業を活用した児童館での学習時間の確保や読書活動の推進、つうがく合宿事業との連携により、児童、生徒の望ましい生活習慣の定着化と、学力の向上を支援する取組みを推進してまいりますとともに、子どもたちの生きる力を育む取組みとして、人間関係や社会形成能力を高めることを目的とした発達段階に応じたキャリア教育の推進や、主権者として求められる力を育むことを重点とした特別活動を活用した主権者教育を進め、町長部局とも連携を図りながら模擬投票の体験、あるいは町長との町づくり懇談会を継続して実施してまいります。また、特別支援教育を要する児童、生徒に対しましては、自立や社会参加に向けた主体的な取組みを支援するため、個別の指導計画と教育支援計画に基づき、関係機関との連携を強化するとともに、担当教員の研修を進め特別支援教育の充実を図ってまいります。2点目は、豊かな心と健やかな体の育成についてであります。いよいよ、本年度から小学校において道徳の教科化が始まります。当町におきましては、平成28年度から各校において2年間の実施計画を策定し、参観日での公開授業や指導計画の実行、評価、見直し、研修活動などに取り組んでまいりましたけれども、引き続きこれらを継続するとともに、授業の中で考え議論し子どもの道徳性を高めるという視点に立った授業の定着化を図ってまいります。また、いじめ等の問題行動の対応に関しましては、常に迅速な状況把握に努めますとともに、学校や関係機関、教育行政が一体となった取組みを進め、いじめや不登校解消に向けた指導体制を構築するとともに、スクールカウンセラーの有効活用を図るなど、生徒指導と教育相談の充実を進めてまいります。また、健康安全教育の取組みといたしましては、これまでの定期健診、フッ化物洗口に加えまして体

力運動能力調査の結果を踏まえ、幼小中の連携した縄跳びの実践を継続いたしますとともに、体育授業を中心に日常における体力や健康づくりの充実に努めてまいります。さらに、情報化社会に対応した取組みとして、ネットモラル指導の徹底を図るとともに、新聞を活用した教育活動について研修を進め、コミュニケーション能力の向上や、読解力・表現力の育成を図ってまいります。3点目は、信頼される学校づくりの推進についてであります。学校が保護者や地域から信頼され、期待に応える教育を実現していくためには、子どもを中心に据え、地域の要望や意見を活かした学校経営が必要であるとともに、学校・家庭・地域が協働した取組みを実践していくことが重要であります。そのため、地域全体が関わりをもつ教育の実現を目指し、学校運営協議会制度の導入に向けた検討、協議を進めますとともに、9年間を見据えた系統的で継続的な取組みである小中一貫教育につきましても、乗入れ授業や学習規律の統一化を通じ、学校における研究活動とも連携し、さらには校種間協議を深めながら具体的な検討を進めてまいります。また、開かれた学校を具現化していくため、校長が中心となり各校の経営方針の明確化を図り、常にその改善に努め教職員の資質向上と徹底した服務規律の保持を促すとともに、各学校においてホームページなどを活用した情報発信を行うことで地域から信頼される学校づくりを推進してまいります。4点目は、教育環境の整備についてであります。児童・生徒が安心して充実した学校生活を送るためには、教育環境の整備は必要不可欠であります。特に心身ともに成長、発達の途上にある児童生徒にとって、栄養バランスのとれた食事は豊かな心や望ましい人間関係を育成する上で大変重要なものでありますことから、子育て世帯への支援も視点とした上で給食費の無償化を実施し、安心・安全な給食提供を通じ、食への感謝、食文化への理解を深める食育の取組みを進めてまいりますとともに、公会計化による教職員の事務軽減を進め、自校式給食を活かした魅力ある、心温かな、そして愛情あふれる給食の提供を推進してまいりたいと存じます。また、スクールバスの運行に関しましては、児童・生徒が安全に通学する手段として欠かすことのできないものでありますことから、引き続き安心・安全を第一とした運行に心がけてまいります。次に、児童数減少により本年度4学級となる朝日小学校の単式学級維持のために、引続き町費負担教職員を配置することといたしまして、本年度は1名増の2名の教職員を配置した上で教育環境の整備を進めてまいります。また、従前から課題としておりました、静内農業高等学校への通学経費が高額負担であることに关しましては、本年度から新ひだか町教育委員会が主体となって実施いたします、静内駅から静内農業高等学校までの無料送迎バスの運行について、当町対象生徒の経費を負担し共同運行することで、通学支援を進めてまいります。さらに、学校における働き方改革に関する対応といたしまして、教職員の事務や授業の効率化を目的にICT機器の充実に努めますとともに、勤務実態の把握、学校事務や部活動の負担軽減や効率化に向けた校務支援システムやタイムカードの導入に関する調査・検討を進めますとともに、教職員が長期休業期間中に休暇を取得しやすい環境を整備するため、学校閉庁日の設定についても検討してまいりたいと存じます。また、児童生徒がより良い学びを行う環境とし

て重要となる学校施設は全体的に老朽化が著しいことから、将来的な展望に立った整備計画の策定が必要であります。そのため、老朽化する義務教育施設の長寿命化計画と小中一貫教育を見据えた学校運営のあり方について具体的検討に着手してまいります。5点目は、認定こども園の幼児教育・保育の推進についてであります。平成30年度から全面実施となります幼保連携型認定こども園教育・保育要領の改訂におきまして、教育と保育の一体的な改善を図るとともに、小学校への接続を意識した幼児教育の一層の充実が求められておりますことから、幼児教育の質を高めるために保育教諭の研修を充実させ、資質、指導力向上を図るとともに、適正な保育教諭の配置と環境整備を推進してまいります。一方で近年では、低年齢児を中心に保育を希望する入園児が増加傾向にあり、保育教諭の確保を含め園運営は難しい面も感じられますけれども、引き続き安心・安全な教育保育を第一とした施設運営に心がけてまいりたいと存じます。また、子育て支援事業につきましては、基本的な生活習慣、発育、発達に係わる育児不安等の相談業務が増加傾向にありますことから、保健福祉部局や学校との連携を強化し、こども園機能を有効に活用した上で適切かつ的確な指導や対応を進めてまいります。次に、ふるさとを愛し、生涯にわたり学びあい、教えあう学習社会についてであります。社会教育におきましては、町民憲章の精神を念頭に置きまして、レコードの精神である人の心とともに、これらの精神を大切にすることを意識し各事業に関連づけながら、レ・コード館を拠点とした特徴ある事業を推進いたしますとともに、学習機会や体験型事業の充実を図り、町民の皆さんの多様化する学習ニーズに応じてまいりる所存でございます。1点目は、レ・コード館を中心とした社会教育の推進についてであります。音楽のまちとしての特徴を活かした文化活動の向上を目指し、引き続き文化協会をはじめとする各団体を支援してまいります。その上で、新たに民間の芸術・文化施設を対象に文化振興施設運営奨励金制度を創設するなど、町に根付いた文化の奨励を図ってまいります。また、町民向けの講座におきましては、楽器の体験や合唱などの音楽活動の奨励を中心に、町民ニーズに即した生涯学習講座の充実に努めてまいります。また、レ・コード館の機能と、収蔵レコードを活用したレコードコンサートの開催にあたりましては、参加者の意見を反映させるなど趣向を凝らした事業運営に努めるとともに、本年度におきましては町部局と連携いたしまして、レ・コード館のPRと全国からレコードを寄贈いただいた皆様の思いに感謝を込めまして、札幌市のセンチュリーロイヤルホテルにおきまして、レコードコンサートを計画いたしておりますけれども、館運営や収蔵レコードの管理・活用方法につきましては引き続き町部局、関係機関と連携した取り組みを進めてまいります。さらに、社会教育施設は全体的に老朽化が顕著でありますことから、将来を見据えた義務教育施設の長寿命化計画と連携した改修計画の策定に着手してまいります。2点目は、社会体育の充実についてであります。体力向上や健康づくりは、町民の皆様が家族や地域の絆を深め、明るく豊かな生活をおくる上で重要な役割をもっておりますことから、競技スポーツ活動を促進するため、各スポーツ団体の支援を継続してまいりますとともに、体育協会との連携を深め、多様化する町民ニーズに的確に応えられるよう指

導体制の充実に努めてまいります。特に近年では、健康型スポーツ活動に関する町民ニーズが高まっておりますので、体育関係団体・保健・医療・福祉分野とも連携し、健康を視点とした運動教室の充実に努めてまいります。また、スポーツ推進委員の組織機能と連携いたしまして、新たなスポーツの紹介や指導の展開を図り、多くの町民の皆さんがスポーツに親しむ環境整備を進めてまいります。さらに本年度は、平成26年度に策定いたしました第2次スポーツ振興計画の最終年となりますことから、計画期間の評価を踏まえ次期計画の策定を行ってまいります。3点目は、郷土資料館事業の充実についてであります。資料館がもつ資料収集、整理保存、調査研究、教育普及という4つの機能を活かし、町民に親しまれる館運営に努めてまいります。特に、学芸員の専門性を活かし、学校教育とも連携したふるさとに関する学習の提供に力を入れてまいりたいと存じます。また、主催事業におきましては、新冠の逸話や伝説、古老談をまとめました新冠百話・絵本を積極的に活用した事業を展開いたしますとともに、特に本年度は、北海道と命名され150年の節目となりますことから、松浦武四郎と新冠との関係を題材に、北海道博物館と連携した講演会を計画するなど、ふるさと教育に視点を置いた学習や体験講座の開催に努めてまいります。4点目は、図書プラザ事業の充実についてであります。図書プラザの機能は、資料や情報の提供など、町民の皆さんの学習活動を支える上で大きな役割を担っておりますことから、常に利用者ニーズの把握に努め、利便性を重視した施設運営を継続的に進めてまいります。特に、より多くの方が読書活動に親しみ、図書プラザを身近に感じていただくために、例年実施しております読書週間事業などを中心に趣向を凝らした図書事業に努めてまいります。また、子どもの読書習慣の定着に向けまして、学校図書室との連携やブックスタート事業、更には読書記録やアニマル号の運行を活用し、積極的な取り組みを展開してまいります。5点目は、青少年教育の充実についてであります。町民センターで展開しております児童館クラブ事業は、遊びや体験を中心に学習支援や学童保育の要素も取り入れた運営を行っております。本年度から、これまで隔週土曜日に行っておりました新冠町こども塾を児童館クラブ事業に統合いたしまして、家庭学習の定着化に向け、より充実した内容とするために、新たに学習支援員を1名増員し、学習意欲の向上や学力の向上への支援を目指し子ども未来塾として取り進めてまいります。また、ふるさと新冠の自然や資源を活用した自然体験教室におきましては、漁業体験を新たに取り入れまして産業体験を意識した教室の充実に努めてまいります。さらに、毎年積極的に活動を展開していただいております青年団体の活動に対しましては、その事業運営の推進に向け支援を継続してまいりたいと存じます。6点目は、成人教育の充実についてであります。各年齢層の多様な学習ニーズを的確に把握し、きめ細かな支援活動に努めますとともに、町と連携し高齢社会への対応と家族の健康を意識した取組みを進めてまいりたいと存じます。特に、高齢者教育におきましては、いきいき大学を中心といたしまして、町が実施する介護予防教室と引き続き連携し参加しやすい事業運営に努めてまいります。また、女性の社会進出の促進におきましては、様々な活動機会が必要となりますことから、女性コミュニティー会議

とも協議しながら、女性の視点を大切に学習機会の創設を図ってまいります。さらに、家庭教育におきましては、親同士のつながりを強化するとともに、地域ぐるみでの子育て意識を醸成するため、学校やPTAとも連携を図り、親世代の自主的な学びへの支援を行ってまいります。以上、平成30年度の教育行政の執行方針について申し上げましたが、現下の情勢から判断するとき、次代を担う子どもたちにとっては予測が難しい、そして厳しい将来が待ち受けていると考えられますけれども、子どもたちにはこうした難局を果敢に乗り越え、自らの個性や特徴を伸ばし、たくましく生きる力を身に付けてもらうことが教育に課せられた使命であります。自らの力で未来を創造していくことができるよう、学校・家庭・地域、そして行政が一体となって子どもの成長を支えますとともに、町民の皆さんが生涯にわたって豊かな学びを継続し、住んで良かったと実感できる町の実現に向け、教育の振興・発展に取り組んでまいりますので、町議会議員の皆さま方、並びに町民の皆さまのご理解あるご協力を賜りますようお願い申し上げます、教育行政執行方針といたします。

○議長（芳住革二君） 教育長の教育行政執行方針が終わりました。昼食のため、暫時休憩いたします。再開は、午後1時といたします。

（11時29分）

（13時00分）

○議長（芳住革二君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎日程第 3 議案第15号 平成30年度新冠町一般会計予算

○議長（芳住革二君） 日程第3 議案第15号 平成30年度新冠町一般会計予算 を議題といたします。提案理由の説明を求めます。坂本総務課長。

○総務課長（坂本隆二君） 議案第15号 平成30年度新冠町一般会計予算について、提案理由を申し上げます。平成30年度新冠町一般会計の予算は、次に定めるところによるものであります。歳入歳出予算 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ49億9600万円に定めようとするものであります。第2項 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表 歳入歳出予算によるものとします。債務負担行為 第2条 地方自治法第214条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、第2表 債務負担行為によるものといたします。後程説明いたします。地方債 第3条 地方自治法第230条第1項の規定により、起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第3表 地方債によるものといたします。内容につきましては、後程説明いたします。一時借入金 第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は、5億円と定めるものとします。歳出予算の流用 第5条 地方自治法第220条第2項ただし書き

の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりとするものであります。第1号 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用とするものであります。次に、債務負担行為の説明に入りますので、7ページをお開きください。第2表 債務負担行為であります。緊急通報システム機器更新費、限度額299万4000円は、新冠消防支署に設置をしております緊急通報システムのパソコン本体の老朽化により不具合が生じていることから更新をするものであります。印刷機購入費、限度額194万3000円は、レ・コード館用印刷機で故障が頻発していることから更新をするものです。小学校情報機器購入費、限度額295万3000円は、学習指導要領の改訂により小学校において新たにプログラミング教育が位置づけられたことに対応するため、タブレット型パソコン、プリンター、無線LANボード等を購入するものであります。公用車購入費、限度額238万5000円は、教育委員会事務局用公用車の老朽化による乗用車の更新であります。これらは、いずれも備荒資金組合から資金を借り入れし、5年間で返済するものであります。次に、地方債の説明を行いますので、8ページをお開き願います。第3表 地方債であります。今年度地方債の借り入れを起こすものは、下段の臨時財政対策債まで合計3億3540万円を限度として借り入れを起こすものであります。起債額の内訳としまして、全額交付税措置されます臨時財政対策債1億3100万円を除きますと2億440万円となり、この内8割が交付税措置される辺地対策事業債、7割が交付税措置される過疎債、これらを精査いたしますと実質的な一般財源は6951万円となります。なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、表に記載のとおりとなっております。次に、事項別明細書の歳出から説明をいたしますが、主要な事業のみ説明をさせていただきます。また、お手元に配付の資料といたしまして予算説明資料、委託料一覧表、工事請負費一覧表につきましては、後程ご覧いただくことでよろしくお願いたします。それでは、歳出の32ページをお開き願います。1款 議会費 1項 議会費 1目 議会費 7260万円。議員報酬及び職員の人件費並びに議会運営費を計上しております。9節 旅費のうち特別旅費160万4000円は、今年度、道外視察に係る特別旅費を計上しております。33ページに移ります。14節 使用料及び賃借料のうち、車両借上料は、道外視察に係る車両借上げ料を計上しております。18節 備品購入費のうち、議会用備品購入費は、議会内録画設備としてブルーレイレコーダーの購入費を計上しております。34ページに移ります。2款 総務費 1項 総務管理費 1目 一般管理費 3億4704万円。特別職及び一般職の人件費並びに経常経費の計上であります。8節 報償費 522万円。ふるさと納税特典購入費500万円は、寄附金1000万円を見込み、特典購入費及び送料等として500万円を計上しております。また、定年退職者等に係る記念品の他、各表彰事業に係る記念品の予算を計上しているものであります。9節 旅費 370万5000円。特別旅費186万9000円は、町村会主催研修、市町村職員研修センター、市町村アカデミー、自治大学校等の職員研修費として計上しております。35ページに移ります。13節 委

託料 2282万7000円。役場庁舎施設管理、OA機器の維持管理、職員研修経費、町有バスなどの業務委託等を計上しているものであります。職員研修会講師派遣業務委託料は、職場の職員研修会を2回予定しているものであります。14節 使用料及び賃借料 3262万5000円。OAシステム使用料214万3000円は、例規データベース、法制執務支援システムのほか、官庁速報をインターネットで閲覧するサービスに係るシステムの使用料であります。自治体クラウドサービス使用料1678万6000円は、住民基本システムなどの町の総合情報システムの安定と災害時のデータの保守管理を図るため、札幌にあるデータセンターのサーバーに記録を持たせるために実施するものであります。36ページに移ります。18節 備品購入費 752万5000円。役場庁舎電話機等購入費は、昨年度、備荒資金組合からの借入金により購入した、役場庁舎の電話機の購入に係る償還金で平成33年度まで償還するものであります。OA備品購入費は、事務用ノートパソコン10台分を計上しています。人事給与システム及び財務会計システムは、債務負担行為に係る今年度償還分を計上しているものであります。車両購入費は、公用車の老朽化による軽自動車の更新1台分の予算計上です。19節 負担金補助及び交付金 6568万7000円。北海道電子自治体共同運営協議会負担金124万6000円は、道内の自治体で共同運営するハープに対する負担金で、クラウド運用負担金が主な内容となっております。社会保障・税番号制度中間サーバー負担金137万2000円は、マイナンバー制度運用の際、国のシステムと市町村のシステムとの間で個人情報を仲介する中間サーバーを全国2箇所に設置しておりますが、その共同構築費用の負担金であります。37ページに移ります。21節 貸付金 240万円。2名の方より、医療職及び福祉職養成修学資金の貸付申請を受けており、これを計上しているものであります。2目 文書広報費 399万6000円。町広報発行及びホームページ開設運営に係る経費を計上しております。3目 財産管理費 3863万9000円。本目は、主に他課に属さない財産管理費を計上しており、庁舎維持管理、町有建物維持管理、町有地維持管理、レ・コードパーク維持管理などに係るものであります。13節 委託料 1283万1000円。町民ホール庭園管理業務委託料は、庁舎町民ホールに植栽されております樹木の消毒・剪定を年4回行うもの。庁舎緑地等維持管理委託料は、レ・コードパークを除く庁舎周辺の管理委託料で、年5回の草刈り、庁舎裏の排水の清掃などを委託するもの。町有地草刈業務等委託料は、レ・コード館第2駐車場、旧節婦小学校他7ヶ所に係る町有地の草刈業務のほか、本町のポケットパークの管理を委託するもの。38ページに移ります。公園管理委託料は、レ・コードパークに係る管理委託料で、年5回の草刈り、芝転圧、噴水及び水路清掃、噴水ろ過装置保守点検等を委託するもの。レ・コードパーク内樹木維持管理委託料は、植栽されている樹木の消毒及び傾いている樹木2本の植え直しを委託するもの。15節 工事請負費 371万7000円。太陽簡易郵便局屋根塗装工事は、経年劣化による屋根、破風、軒天の塗装であります。旧分庁舎軒先補修工事は、現在、社会福祉協議会が使用している旧分庁舎の裏側軒先の損傷が激しいことから補修するもの。レ・コードパークメイントイレ電源

改修工事は、公園内に供給しております地下埋設電線の漏電が発生していることから、公園内に電柱を立て北電柱から直接電源を引くための工事となっております。西泊津町有地レ・コードの森公園内整備工事は、公園内の傾斜により自治会活動等に支障を来すことから盛土により平にするもの。4目 町有林造成管理費 1298万2000円。39ページに移ります。13節 委託料 65万9000円。町有林境界見出標識設置測量委託料は、高江地区町有林500メートルを予定するもの。町有林草刈業務委託料は、ファイターズ記念植樹地ほか4箇所、1万1027平米を年2回行うもの。15節 工事請負費 1142万5000円。町有林森林整備事業は、古岸地区カラマツ植採11.1ヘクタール、若園・古岸地区下刈り27.16ヘクタールを計画しております。5目 企画費 7350万5000円。11節 需用費 614万7000円。燃料費372万6000円は、新冠町コミュニティーバス及び西新冠地区予約運行に伴う燃料費であります。13節 委託料 2565万5000円。新冠町コミュニティーバス及び西新冠地区予約運行業務に係る委託料を計上しております。情報通信基盤整備設計業務委託料は、高速通信網の拡充に向けた光回線の整備を進めるため、今年度は事業の円滑な執行のための設計業務に係る委託料を計上しております。19節 負担金補助及び交付金 4038万7000円。40ページに移ります。日高管内7町と東京23区交流連携推進協議会負担金10万円は、道町村会と東京23区特別区長会が締結した連携協定に基づく管内7町と文京区との連携交流事業の推進を図るため、管内各町が10万円ずつを負担するほか、地域づくり交付金等により事業を実施するもの。レコード文化広域観光連携事業負担金50万円は、道内各自治体と連携事業を行っております札幌市にあるセンチュリーロイヤルホテルから45周年記念事業として、当町との連携事業の提案があったもので、レコード文化、食材、郷土芸能等を市民やホテル利用客に宣伝しようとするもので、レコードコンサートや展示、ディナーイベント等を実施するもの。厚賀中学校統合50周年記念事業補助金5万円は、今年度50周年を迎える厚賀中学校の記念事業に対し、かつて同校に通学していた町民も多いことから補助金を交付するもの。定住移住支援制度としまして、平成19年度から行っております定住移住促進住宅取得奨励金を9件、引越助成金9件、住宅取得資金利子補給金を14件、子育て世代住宅取得支援金52件を計上しております。新冠町企業誘致条例奨励金3034万3000円は、企業誘致条例に基づき日高食肉センターに対する固定資産税相当額を3年間補助するもので、今回で3年目になります。地域コミュニティー活動支援事業補助金17万3000円は、氷川自治会の草刈り機の購入費、美宇自治会の御神楽伝承活動に係る衣装及び道具の購入費及び太陽自治会の冬季スケートリンク造成事業を予定しております。中古住宅取得物件リフォーム補助金100万円は、個人が居住のため取得した中古住宅の改修費として50万円を限度に補助するもので、2件分を計上しております。LED照明購入補助金150万円は、LED照明の購入費に対し支援するもので、50件分を計上しております。41ページに移ります。6目 公平委員会費 5万円。公平委員3名に係る運営費を計上しております。7目 交通安全対策費 419万9000円。主に交通安

全対策等に対する経費の計上です。8目 諸費 2289万6000円。13節 委託料 1557万2000円。自治会等町政事務委託料は、自治会へ委託する町政事務委託料を計上しております。街路灯LED化調査業務委託料は、街路灯、道路灯のLED化を促進するための調査委託料を計上しております。19節 負担金補助及び交付金 732万4000円。街路灯組合運営補助金285万7000円は、街路灯26組合に対し、街路灯維持費として年間電気料の60%を補助するもの。街路灯新設、改良事業補助金43万1000円は、電柱取付型LED電灯、ポール型LED電灯、新設工事各1灯分を計上しております。9目 財政調整基金費 165万6000円。基金に係る預金利子を計上しております。10目 減債基金費 27万7000円。基金に係る預金利子を計上しております。11目 ふるさとづくり基金費 6938万3000円。基金に係る預金利子の他、町有牛売払い収入、町有牛受精卵売払い収入、奨学金貸付元金収入、ふるさと納税に係る積立であります。12目 地域振興基金費 600万円。ピーマン選果施設整備事業貸付金収入を積立てるもの。42ページに移ります。2項 徴税费 1目 税務総務費 6735万8000円。19節 負担金補助及び交付金 140万3000円。管内地方税滞納整理機構負担金131万8000円は、10件を依頼するもの。43ページに移ります。2目 賦課徴収費 450万4000円。12節 役務費 70万1000円。町税及び税外収入における、口座振替業務手数料として42万3000円。税、税外をコンビニで支払うことができるコンビニ収納に係る代行手数料として23万2000円を計上しております。13節 委託料 321万3000円。コンビニ収納システム導入業務委託料は、平成28年度に簡易版コンビニ収納システムを導入いたしました。利用件数増加に伴い対応困難となることから正規版を導入するもの。個人住民税年金特徴等システム保守委託料は、年金特別徴収及び国税連携システム、電子申告システムに係る保守委託料であります。44ページに移ります。3項 戸籍住民基本台帳費 1目 戸籍住民基本台帳費 2408万5000円。8節 報償費 30万円。町民の方が婚姻届を提出した際、結婚のお祝として1万円のお食事券と5000円の入浴券を交付するもので、20組分を計上しております。11節 需用費 55万1000円。主にパスポート発給に係る収入印紙及び北海道収入証紙代を計上しております。13節 委託料 299万5000円。住民基本台帳ネットワークシステム保守委託料は、全国の市町村と通信回線がつながっており、広域で住民票の発行が可能であり、そのシステムを保守するための委託料であります。戸籍システム保守委託料は、システム本体の保守委託料及び東日本大震災の津波により戸籍正本が滅失したことを受け、全国の市町村の戸籍データを市町村と法務省がネットワークで共有する戸籍副本データ管理システムに係る保守委託料を計上しております。18節 備品購入費 348万8000円。戸籍システム機器購入費は、昨年度備荒資金組合からの借り入れにより購入した機器の元利償還金で、5年間で返済するもの。19節 負担金補助及び交付金 59万円。個人番号カード交付事業交付金58万円は、地方公共団体情報システム機構が行う番号カード交付事務に対する交付金で、同額国庫補助があります。45ページに移ります。4項 選挙費 1目 選挙管理委

員会費 31万2000円。選挙管理委員会の運営に要する経費で、年4回の定時登録等に
係る諸経費を計上しております。5項 統計調査費 1目 指定統計調査費 51万円。指定
統計調査に係る経費を計上しており、工業統計調査、漁業センサス等5調査が行われるこ
とになっております。46ページに移ります。6項 監査委員費 1目 監査委員費 97万
3000円。監査委員に関する各経費を計上しているものです。47ページに移ります。
3款 民生費 1項 社会福祉費 1目 社会福祉総務費 5億137万4000円。1節 報酬
92万7000円。障害者自立支援協議会委員報酬10万3000円は、障害者が地域で
安心して暮らせる事を目的に、相談支援体制のネットワーク構築、困難事例の対応のあり
方等を協議するもので、8名分を予算計上するもの。地域福祉計画策定推進委員報酬25
万6000円は、要支援者の生活上の解決すべき課題と必要なサービスの内容等を明らか
にし、提供体制を整備する内容を定める地域福祉計画の策定に係る委員報酬で、10名分
を計上しております。障害支援区分審査会委員報酬39万6000円は、障害者総合支援
法に基づき、新冠町、日高町、平取町で共同設置した障害支援区分審査会に係る報酬で、
4名分を予算計上しております。11節 需用費 及び 12節 役務費 の中に、戦没者追悼
式に係る費用を計上しております。遺族会会員の高齢化と会員の減少により主催が困難と
なったことから、平成27年度より町が主催しております。48ページに移ります。13
節 委託料 4323万7000円。福祉ハイヤー委託料は、11名の584回分を計上。
寿入浴委託料は、70歳以上の高齢者に年36回の新冠温泉無料券を交付するもので、昨
年度より対象年齢を5歳引き下げ、回数を年12回から36回に増やしているものであり
ます。新冠町子ども発達支援センター業務委託料は、節婦のあおぞらに委託する児童通所
支援事業、発達支援事業で、新冠町38名、日高町26名に対し事業を行うもの。移動支
援事業委託料は、障害者の外出を支援するもので、個別支援、グループ支援、車輛移送支
援があり、静内ペテカリに委託するもの。日中一時支援事業委託料は、一時的に監護が必
要な方の一時預かり事業で、静内ペテカリに委託するもの。新冠町地域活動支援センター
事業委託料は、障害者等に対し創作活動や生産活動等の支援事業を新冠ほくと園に委託す
るもの。新冠町相談支援充実強化事業委託料は、障害者に対する相談対応や支援を行うも
ので、新冠ほくと園の相談支援事業所に委託するものであります。18節 備品購入費 1
2万円は、子ども発達支援センターあおぞらで使用する感覚統合補助器具で、ミニトンネ
ル、円盤ブランコ、ポケットスイング等を購入予定であります。19節 負担金補助及び交
付金 3064万1000円。49ページに移ります。介護職員初任者研修費助成金25万
円は、在宅福祉サービス等に従事する人材の確保及び介護の質の向上を目的に、昨年度か
ら制度化したもので、受講費用の3分の2、5万円を上限に助成するもので5名分を計上
しております。実務者研修費助成金25万円は、今年度から初任者研修事業を拡大するも
ので、初任者研修の上位に位置する実務者研修の受講費用の3分の2、上限額5万円を助
成するもので5名分を計上しております。障害児通所支援事業利用料助成金10万600
0円は、静内ペテカリの行う障害児通所支援事業を利用する方の負担軽減を図るもの。2

0節 扶助費 2億8427万3000円。重度心身障害者医療1380万8000円は、身障1・2級、3級内臓疾患等、重度知的、精神保健福祉手帳1級の方の医療費に対する助成金。こども医療費1759万5000円は、中学校生までを対象に、医療費の自己負担金を助成するもの。重度身体障害者日常生活用具給付費238万9000円は、障害を負ったことにより、日常生活上必要とされるストマ、紙おむつ、介護支援用具等に対し9割分を助成するもの。更正医療給付費2081万2000円は、障害者の社会活動への参加を援助するために行われる医療で、人工透析や腎臓、肝臓機能障害ほか7項目の障害種別に係る医療が対象となります。自立支援給付補装具費200万円は、障害者の失われた部位、機能を補うための補装具購入に係る費用を支給するもの。介護給付費等支給費2億387万8000円は、障害者総合支援法に基づき提供される障害者福祉サービスの介護給付費等に係る給付であります。50ページに移ります。未熟児養育医療費90万円は、出生時体重が2000g以下の子どもで、医師が入院養育を必要と認めた子どもに対し自己負担分を養育医療で支給するもの。育成医療給付費17万6000円は、18歳未満で体に障害や病気があり、放置すると将来体に障害が残る可能性があるものの、手術等の治療で障害が改善される場合に医療費の一部を支給するものであります。障害児通所給付費等支給費1720万9000円は、児童福祉法に基づき提供される障害児通所支援事業の障害児通所給付費等に係る給付であります。21節 貸付金 620万円。北海道労働金庫貸付金500万円は、労金に500万円の貸付けをし、勤労者に対する融資をお願いするもので、さらに労金が150万円を上乗せし、650万円の原資で融資を行っているもの。法外援護資金原資貸付金120万円は、社会福祉協議会が行っている生活困窮者に対する生活資金の貸付制度に対し、町が120万円、社協が30万円、合わせて150万円の事業費で貸付けを行っているものであります。28節 繰出金 4422万5000円は、国保特別会計で説明いたします。2目 老人福祉費 2億541万2000円。8節 報償費 10万円は、本年度100歳を迎える2名の方に対する長寿祝金です。13節 委託料 3274万円。ふれあい夕食事業委託料は、概ね65歳以上の方を対象に、1食350円で配食サービスを行うもので、9855食を見込んでおります。寿バス運行委託料は、75歳以上の高齢者を対象に、道南バスの無料券を交付するものでありますが、泉線廃止に伴うコミュニティバスの運行により利用実績が減少しており、本年度は平成29年度実績見込みで計上しております。移送サービス事業委託料は、寝たきり・歩行困難な方の、通院・入院や福祉施設の入退所・通所の際、無料で送迎等を行うもので、社会福祉協議会へ委託しております。18節 備品購入費 87万2000円。老人等緊急通報システム購入費は、緊急通報端末電話機10台及びバッテリーの購入費を計上しております。緊急通報システムセンター設備購入費は、新冠消防支署に設置している緊急通報システムのパソコン本体の老朽化により不具合が生じていることから更新するもので、備荒資金組合より資金を借入れ5年間で返済するもので、今年度は利息分のみを計上しております。51ページに移ります。19節 負担金補助及び交付金 9694万1000円。敬老事業費補助金87万70

00円は、地区敬老会事業に対する補助金であります。高齢者等買物支援事業補助金455万円は、買物支援事業らくらくにいかっぷに要する運営費を、協議会に補助するものであります。訪問看護ステーション交通費助成金11万8000円は、特定疾患を患う方が訪問看護ステーションを利用する際の交通費を助成するもので、3名分を計上しております。20節 扶助費 440万7000円。老人福祉施設入所者措置費384万9000円は、養護老人ホーム門別長生園への措置入所に対し、係る措置費を支給するもので、2名分を計上しております。家族介護用品費43万2000円は、要介護4または5と判定された在宅の高齢者を介護する世帯に、月額6000円の介護用品券を交付するもの。家族介護者リフレッシュ費12万6000円は、要介護1から5の認定を受けた在宅の高齢者を介護している家族の負担を軽減するため、恵寿荘へ3泊4日のショートステイに要する費用を助成するものであります。28節 繰出金 6975万円は、介護サービス特別会計で説明いたします。3目 後期高齢者医療費 1億366万8000円。19節 負担金補助及び交付金 7737万3000円。療養給付費負担金は、後期高齢者医療広域連合で算出した所要額を計上しているものであります。28節 繰出金 2629万5000円は、後期高齢者医療特別会計で説明いたします。4目 地域包括支援センター費 3436万6000円。高齢者などの介護予防等に係る予算を計上するもので、主に日高中部広域連合から委託される地域支援事業に係る受託事業を行います。52ページに移ります。11節 需用費 には、認知症を正しく理解し、認知症の方やその家族を見守る応援者となる認知症サポーターを養成するための教材購入費、認知症の症状やサービス、相談窓口等をまとめた認知症ケアパスの印刷費を計上しております。13節 委託料 833万8000円。介護予防サービス計画費委託料は、要支援者で在宅福祉サービスを利用する者に対し、個々の状態に合わせたサービス計画の策定を委託するもので、町内及び新ひだか町、日高町の居宅介護支援事業所6か所に委託しております。18節 備品購入費 137万6000円。介護支援法の改正により平成30年度末までの配置が義務付けられ、今年度社会福祉協議会に配置を予定しております、生活支援コーディネーターの活動用軽自動車のほかパソコン、液晶プロジェクター、デジタルカメラの購入費を計上しております。19節 負担金補助及び交付金 85万3000円。認知症カフェ運営費補助金46万円は、認知症総合支援事業の一環として開設する認知症カフェの運営費補助金で、10人以上が集える拠点を整備し、2か月に1回以上の開催などの要件を満たす団体に対し運営費を補助するもので、2団体分を計上しております。GPS検索機器導入費補助金6万円は、認知症等による徘徊行動のある方を在宅介護している介護者に位置情報検索機器（GPS）の導入費の一部を補助するもので、初期費用の9割、上限2万円の3名分を計上しております。成年後見制度利用支援事業助成金23万8000円は、認知症などにより判断能力が不十分な方々が、財産管理などの支援を受けられる成年後見人制度を希望する際に必要となる費用について助成をするものであります。53ページに移ります。5目 老人福祉施設費 3295万円。老人憩の家及び高齢者共同生活施設あいあい荘に係る経費を計上しております。1

3節 委託料 2135万5000円。高齢者共同生活施設管理業務委託料及び高齢者共同生活施設給食委託料は、あいあい荘に係る管理、警備、周辺の草刈り及び給食業務を委託するもの。6目 社会福祉施設費 1089万9000円。各地域にあります集会施設の管理に係る経費を計上しております。54ページに移ります。15節 工事請負費 400万8000円。東川生活改善センター解体撤去工事は、昭和43年建築の施設で老朽化が著しく、地域において今後の使用見込みがないことから解体撤去するもので、地権者に底地を返還するもの。太陽開拓婦人ホーム床改修工事は、床下地が白カビの発生により腐朽し、床が一部落ちていることから改修するもの。18節 備品購入費 19万円。年次計画で進めている集会施設のストーブ2台の購入費であります。7目 生活館費 923万8000円。主に生活館11か所の管理運営に係る経費を計上しております。55ページに移ります。18節 備品購入費 23万8000円は、大富・若園生活館に係る灯油タンクの購入費を計上しております。8目 国民年金費 37万7000円。13節 委託料 は、平成31年度の消費税率の引き上げ時に実施される福祉的な給付措置に対応するためのシステム改修委託料で、全額が国庫補助金として交付されます。2項 児童福祉費 1目 児童措置費 8016万4000円。19節 負担金補助及び交付金 425万円。チャイルドシート購入補助金25万円は、購入費の2分の1を補助するもので、0歳から4歳未満は1万5000円、4歳以上から6歳未満は5000円を上限として補助しております。新冠町子ども誕生祝金400万円は、次世代を担う子どもの出産を祝い、町の活性化と児童の健全な発育及び福祉の増進に資することを目的に今年度から1人10万円を交付するもので、40人分を計上しております。20節 扶助費 7590万円。児童手当は、中学生までの子どもに、年齢及び子どもの数に応じ月額5000円から1万5000円が支給されるもので、2月・6月・10月に支給されております。対象者575人を計上しております。56ページに移ります。2目 児童福祉施設費 3292万1000円。7節 賃金 782万9000円。児童館職員賃金421万3000円は、児童館機能に加え就労支援対策や習い事の特例として、午後6時まで児童の預かり事業を実施しております児童館クラブ事業に係る臨時職員2名、パート3名の賃金。なお、本年度からパートのうち1名は、新入生が児童館に慣れるまでの間、4月から5月の間雇用するものであります。8節 報償費 24万5000円は、児童館特別事業及び子育て支援センターの実技指導講習に係る講師謝礼であります。57ページに移ります。18節 備品購入費 5万4000円。子育て支援センター備品購入費は、相談室用暖房器具の購入費。児童館用備品購入費は、図書を購入費であります。19節 負担金補助及び交付金 840万7000円。施設型給付費816万円は、私立の教育・保育施設に通う児童の保護者に対し、市町村が施設型給付費という形で、一括で支給するものですが、給付費が確実に子育て支援に使われるようにするため、保護者に支払われる施設型給付費を私立の各施設が、代理人として市町村に対して請求しているもので、対象となる施設はマーガレット認定こども園、静内幼稚園及び厚賀幼稚園であります。58ページに移ります。4款 衛生費 1項 保健衛生費 1目 保健衛生総務費

6528万2000円。健康推進に係る各事業及び保健センター管理に係る経費を計上しております。8節 報償費 4万4000円。インターンシップ報奨金は、保健師の採用が難しくなっている中、当町での就業体験を通じ当町に応募する機会をうながすもので、本年度1名の学生を募集するもの。就業体験期間は5日間を予定しております。13節 委託料 112万6000円。床ワックス、ガラス清掃等委託料は、保健センターに係る業務委託料であります。59ページに移ります。18節 備品購入費 22万4000円。保健センター用備品購入費で、ユニットフロアマット、診察室用テーブルの購入を予定しております。19節 負担金補助及び交付金 929万3000円。新ひだか町立静内病院婦人科運営負担金721万7000円は、新ひだか町の産婦人科医院の閉院により、新ひだか町立静内病院に婦人科を開設し共同運営しておりますが、係る運営費の一部を負担するもの。不妊治療費助成金120万円は、不妊治療に要する費用を助成し、経済的負担の軽減を図り治療を受けやすい環境整備を図るため助成するもので、特定不妊治療8人分を計上しております。不育症治療費助成金10万円は、今年度から流産や死産、新生児死亡などを繰り返す不育症の治療に要する費用を助成するもので、1回あたり10万円、1人あたり通算150万円までを限度とするもので、北海道の助成額を差引いた額を助成対象としております。2目 予防費 3161万2000円。8節 報償費 158万2000円。歯科医師報償費25万2000円は、3歳及び1歳6か月検診にかかるもの。小児科医報償費132万円は、乳幼児健康診査に係る報償費であります。11節 需用費 12節 役務費の中には、町民の健康増進を総合的に推進ための新冠町健康増進計画の策定に係るアンケート調査用消耗品及び郵便料等を計上しております。13節 委託料 2660万3000円。妊婦検診委託料は、妊婦健康診査受診券及び超音波検査受診券を交付し、異常の早期発見と予防に努めるもので、14回分を対象としております。運動指導業務委託料は、生活習慣病予防対策としてからだリセット講座を開催しておりますが、この事業に対し健康運動指導士の派遣を依頼するもので、今年度より回数を2回から3回に増やしております。健康診査委託料は、胃・肺・大腸癌検査の他、脳MRI検査、肝炎ウイルス検査、ピロリ菌検査等に係る委託料であります。なお、今年度から脳MRI検査以外の検査費用については無料としており、自己負担金は計上しておりません。60ページに移ります。婦人検診委託料は、乳癌、子宮癌検診、ヒトパピローマウイルス検査等に係る委託料。今年度から無料としており、自己負担金は計上しておりません。予防接種委託料は、BCG、4種混合、インフルエンザワクチン、日本脳炎ワクチン等に係る委託料。にいかっぷママさぼーとハイヤー委託料は、妊婦が医師等の指示により救急車の要請は必要ではないが、家族による送迎が困難な場合に町が契約するハイヤーを使用することにより、安心して出産を迎えられる環境を整備する事業で、昨年度から実施しており、出産予定病院までのハイヤー片道料金の7割を助成しております。浦河町、苫小牧市、札幌市の医療機関それぞれ1名ずつ、3名分を計上しております。19節 負担金補助及び交付金 148万8000円。妊婦健診交通費助成金113万1000円は、町外の医療機関で受診する妊婦に対し交通費の一部を助成する

もの。ワクチン予防接種費用助成金8万8000円は、65歳以上の高齢者等を対象にインフルエンザワクチン接種費用に対し、250万円を上限に助成するもの。出産時宿泊費助成金6万9000円は、苫小牧市・札幌市等遠距離にある医療機関で出産する際、安心して出産できるよう妊婦と付添人の宿泊費用を助成するもので、未熟児等付添産婦宿泊料も対象としております。新生児聴覚検査費用助成金20万円は、聴覚障害による音声言語発達等の影響を最小限に抑えるため、全ての新生児に聴覚検査が実施できるよう費用を助成するもので、1回5000円の40人分を計上しております。3目 環境衛生費 1250万6000円。主に、狂犬病予防、霊園霊葬場の管理及び合併処理浄化槽設置整備事業に係る経費を計上しております。13節 委託料 123万円。霊園管理等業務委託料は、霊園の管理及び火葬補助業務を高齢者事業団等に委託するもの。電気設備保安等業務委託料は、霊葬場の自家発電機に係る保守委託料であります。61ページに移ります。18節 備品購入費 は、環境衛生用軽自動車の更新ですが、現在使用している車両は平成10年車で老朽化が著しいことから更新するものです。19節 負担金補助及び交付金 398万6000円。町内住宅等蜂の巣駆除補助金28万円は、56件分を計上しておりますが、今年度より駆除代金の値上げにより補助率30%であったものを1件5000円に改正しております。合併処理浄化槽設置整備事業補助金369万3000円は、5人槽2基、7人槽5基分を計上しております。4目 診療所費 1億3315万8000円。28節 繰出金 は、国保診療所事業特別会計で説明いたします。2項 清掃費 1目 清掃総務費 1億4777万9000円。11節 需用費 411万7000円。消耗品費405万4000円の主なものは、指定ゴミ袋の購入費用となっております。13節 委託料 4748万4000円は、主にゴミの収集運搬に係る委託料を計上しております。62ページに移ります。19節 負担金補助及び交付金 9601万3000円。リサイクル活動奨励交付金77万1000円は、資源ゴミのリサイクルを推進するために、登録団体及び古物商に対して、回収実績に応じ奨励金を交付するものであります。3項 水道費 1目 地区水道費 608万6000円。町内2か所の地区専用水道に係る維持管理経費を計上しております。13節 委託料 196万7000円の主なものは、新明・大狩部地区水道に係る水質検査業務委託料を計上しております。14節 使用料及び賃借料 32万8000円は、大狩部地区水源地の土砂除去を行うための重機借上料であります。15節 工事請負費 159万9000円は、旧西泊津飲料水供給施設排水地解体工事で、旧西泊津地区水道利用組合において使用していた排水地が個人の所有地に残っており、これを解体撤去するものであります。2目 簡易水道費 6902万3000円。28節 繰出金 は、簡易水道事業特別会計で説明いたします。63ページに移ります。5款 農林水産業費 1項 農業費 1目 農業委員会費 2412万7000円。農業委員の活動経費、職員の人件費及び経常経費の計上であります。13節 委託料 96万7000円。農地基本台帳システムバージョンアップ作業委託料は、現在使用しているシステムをWindows XPからWindows 10にバージョンアップさせるための費用で、これにより、農地ナビへの固定資産情報、住基情報の変換料が無料とな

るものであります。64ページに移ります。2目 農業総務費 9053万円。農業振興施策及び農業支援員に係る関係経費を計上しております。8節 報償費 277万2000円は、主に農業支援員1名分に対する費用を計上しております。65ページに移ります。14節 使用料及び賃借料 118万3000円。借上料44万7000円は、農業支援員活動用車輛の借上げ料及び農業人フェアー出展料を計上。18節 備品購入費 243万5000円は、平成28年3月に備荒資金組合の資金により導入した中山間農地データ管理システムに係る今年度支払い分です。19節 負担金補助及び交付金 3747万5000円。農業支援員活動補助金48万7000円は、農業支援員に対する住宅料補助・農業土木機械研修等に対する参加費への補助金を計上。農業経営基盤強化資金利子補給補助金50万7000円は、農業経営基盤強化促進法に基づき、規模拡大など農業経営改善のために借りる政府資金に対する利子補給金で、14戸分を計上。多面的機能支払事業補助金674万2000円は、組織をつくり地域内の農業者が共同で農業・農村の機能維持に取り組む活動を支援するもので、現在、比宇川流域環境保全会と里平地区・水・環境保全会が対象。中山間地域等直接支払事業補助金985万4000円は、中山間地域の不利な農業生産条件を補正し、生産活動を将来に向け維持する活動を支援するもので、美宇・太陽地区の西新冠中山間ファーマーズに対し補助。経営所得安定対策直接支払推進事業補助金37万8000円は、新冠町農業再生協議会に対し申請受け等の事務費が国から全額補助されるもの。地域担い手育成総合支援協議会補助金312万7000円は、新規就農者の確保と農業後継者の経営安定をサポートするための相談業務、農業支援員と研修受け入れ先との調整等、担い手育成協議会の事業に対する補助金。野菜促成栽培施設整備事業補助金312万円は、野菜の促成栽培に必要なビニールハウス及び自動換気設備の導入費に対し補助するもので、今年度から既存ハウスへの自動換気システムの設置についても補助対象としており、5件48棟分を計上しております。農業次世代人材投資資金1200万円は、新規就農者で人・農地プランに位置づけられる者の内、就農後5年以内の経営の安定確保を図ることを目的に給付金を給付するもので、9名に対し1人75万円から150万円を補助するもので、昨年度まで青年就農給付金から名称変更となったもの。なお、全額、道から補助されます。66ページに移ります

○議長（芳住革二君） 暫時休憩いたします。再開は14時といたします。

（13時45分）

（14時00分）

○議長（芳住革二君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。説明を求めます。坂本総務課長。

○総務課長（坂本隆二君） それでは、66ページ 3目 農業振興費 から説明を続けたいと思います。3目 農業振興費 9606万9000円。14節 使用料及び賃借料 200

万円は、明渠排水の土砂掘削に係る重機借上げ料を計上しております。15節 工事請負費 1763万円。農業用施設維持管理工事は、美宇地区明渠排水小野寺地先排水路整備工事、万世地区明渠排水佐藤地先排水路整備工事、明和地区樋渡地先流末処理工事、共栄地区明渠排水春木地先排水路整備工事を予定しております。町単独給水管設置工事は、芽呂沢地区の導水管及び排水管からの漏水が著しく、営農に支障をきたすことから道営畑地帯総合整備事業により導水管及び排水管の設置工事が行なわれますが、これに合わせ町単独で整備しなければならない住宅への給水について、本年度14戸分を整備するものであります。19節 負担金補助及び交付金 6765万9000円。畑地帯総合整備事業負担金5999万5000円は、芽呂水道利用組合の導水管及び排水管を、道営事業で管路を新設するもので、本年度、6200メートルの工事に対する負担金。農道保全対策事業負担金720万円は、道道平取静内線から芽呂沢太陽線までの道路について、舗装面のヒビ割れや、路肩の沈下等が著しいことから、道営事業で改良工事を行うにあたり、本年度実施調査設計及び用地確定測量4355メートルを行うものであります。4目 畜産業費 1710万9000円。11節 需用費 31万8000円の中で、地方競馬及びホッカイドウ競馬協賛レース支援事業経費を計上しております。67ページに移ります。15節 工事請負費 は、受精卵移植センター天井張替等工事。採卵室の天井が石膏ボードであり、湿気による落下の危険性があることから、湿気に強い素材に張替するもの及び老朽化の著しい牛の積み下ろし場の牧柵を改修するものであります。19節 負担金補助及び交付金 1613万2000円。受精卵移植事業補助金155万8000円は、畜産経営の安定と所得向上を目的に、受精卵の採卵料と移植料の30%を補助するもので、採卵16頭、移植344頭分を計上しております。軽種馬市場上場促進事業補助金635万円は、生産者が市場上場するにあたり、育成業者に預託する日数に応じ補助するもので、今年度より補助単価を30日以上預託した1歳馬1頭あたり3万円。60日以上預託した2歳馬1頭あたり5万円とするもので、1歳馬200頭、2歳馬7頭分を計上しております。町酪農ヘルパー事業補助金285万円は、労働時間の軽減、緊急対応を目的に実施される事業に対し、新冠町・日高町・新冠町農協が助成するものであります。新冠町和牛育種推進協議会補助金169万8000円は、和牛センターに預託した牛が、途中出荷や死亡事故等が発生した場合のほか、一般出荷の場合にも売却額が低く、農協から借り入れた経営安定化等貸付金を下回った場合に、不足分を補助するものであります。5目 牧野管理費 1億1402万2000円。町有牧野に係る預託牛管理、町有牛管理及び和牛センター管理に係る関係経費を計上しております。68ページに移ります。11節 需用費 5581万8000円の主なものは、牛の飼料、敷き料、薬品代の他、トラクターの修繕料及び牧野外周の柵の劣化が著しいことから、毎年500メートルずつ電牧化を図るべく、修繕料を計上しております。12節 役務費 776万3000円。手数料695万2000円の主なものは、受精卵採卵・精液等の受精関連手数料及びワクチン・家畜診療等の診療関連手数料となっております。13節 委託料 17万9000円。健診業務委託料は、放牧預託牛に係る健康診断等を委託するもの。16

節 原材料費 519万3000円。牧野維持管理用原材料費514万3000円の主なものは、草地に係る化成肥料、土壌改良剤が主なものとなっております。69ページに移ります。18節 備品購入費 は、牛床に敷いているおが屑、もみ殻等の敷材攪拌用のパワーハローの購入費。19節 負担金補助及び交付金 21万5000円。ヨーネ病自主検査対策補助金16万2000円は、ヨーネ病の侵入防止のため、入牧条件としてヨーネ病検査を行ってもらうものですが、検査に係る自己負担分の50%を補助するものであります。

2項 林業費 1目 林業振興費 4391万4000円。主に有害鳥獣駆除対策事業に係る関係経費を計上しております。8節 報償費 20万円は、クマ捕獲奨励報償金で、10頭分を見込んでおります。70ページに移ります。12節 役務費 916万7000円の主なものは、鹿の残滓処理手数料及びその他有害鳥獣残滓処理手数料ですが、今年度からヒグマの解体手数料10頭分を計上してございます。13節 委託料 1984万5000円は、有害鳥獣駆除捕獲委託料を計上しておりますが、主なものは、シカの駆除費として2000頭分を計上しております。19節 負担金補助及び交付金 199万9000円。民有林振興対策事業補助金155万9000円は、民有林の造林事業の推進を図るため、国・道の補助残に対し、総事業費の73%以内まで上置き補助するもので、11個人3団体を予定。2目 林道費 386万8000円。林道維持管理に係る関係経費を計上しております。71ページに移ります。14節 使用料及び賃借料 301万6000円は、緑資源幹線林道及び岩清水線、泉線、オサナイ線等に係る林道の道路側溝掘削等を実施する際の重機借上料であります。3目 治山費 2346万7000円。治山施設の整備と管理に係る関係経費を計上しております。14節 使用料及び賃借料 203万円。重機借上料200万円は、既設治山ダムの土砂の掘削等を実施するもの。15節 工事請負費 1566万円は、里平富居地先小規模治山工事で、土留工3基、張り芝等の伏工1540平米を予定しております。4目 森林公園費 1003万3000円。判官館森林公園の維持管理に係る経費を計上しております。11節 需用費 196万1000円。修繕料115万8000円は、多目的広場の遊具・タコッペ湿原木道・ごみステーション等の補修費を計上しております。72ページに移ります。13節 委託料 569万5000円。森林公園管理作業委託料は、公園内及び憩の広場の草刈り、ツツジの剪定、ゴミ回収、排水清掃等を委託。森林公園遊具保守点検委託料は、日本公園施設業協会規準に基づき公園内遊具の点検を委託するもの。

3項 水産業費 1目 水産業振興費 1565万8000円。主に水産業の振興に係る協議会等の負担金と団体補助金となっております。73ページに移ります。19節 負担金補助及び交付金 653万9000円。水産多面的機能発揮対策事業負担金79万円は、ホッキ漁場の土が硬くなり資源量の減少の原因となっていることから、耕うんを行うもので、新冠ホッキ部会へ補助するもの。マツカワ中間育成事業負担金52万9000円は、マツカワを管内内海に放流し、漁獲高の増加を期待するもので、日高管内栽培漁業推進協議会に補助するもの。ホッキ最小成貝放流事業補助金60万円は、ホッキの稚貝を地まき放流し、資源の確保と安定した漁獲高を図り漁家の経営安定を期するもので、新

冠ホッキ部会に補助するもの。漁業者漁具整備事業補助金 150万円は、漁業者が購入した漁具に対し、50%15万円を限度に補助しているもので、今年度10件を計画しております。稚ダコ保育礁設置事業補助金 250万円は、国の水産基盤整備事業により投入されたタコ産卵礁の付近に、稚タコ保育礁を投入するもので本年度4500個投入を予定しております。74ページに移ります。6款 商工費 1項 商工費 1目 商工業振興費 1087万2000円。主に、商工業振興に係る経費を計上するものです。19節 負担金補助及び交付金 1085万2000円。町商工業振興事業補助金1052万2000円は、商工会の人件費の一部や事業費の一部を補助するもの。町中小企業融資制度資金保証料補給金30万円は、運転資金、設備資金として町振興資金を借り入れた中小企業者に対し、保証料の一部を補助するもの。2目 観光費 8728万円。8節 報償費 492万1000円は、観光協会勤務の新採用者1名分を含む地域おこし協力隊員3名分の報償費であります。11節 需用費 259万5000円。印刷製本費の主なものは、まちのローカルメディア情報誌・LOVEにいかっふの作成に係る印刷代を計上、光熱水費の中に、サラブレット壁画ライトアップ電気料を計上。修繕料127万6000円は、道の駅、新冠温泉、ヒルズパークパークゴルフ場、出会いと憩のセンターの維持管理に係る修繕料を計上しております。12節 役務費 57万1000円。手数料の主なものは、新冠温泉の非常用照明及び換気排煙設備の点検手数料であります。75ページに移ります。13節 委託料 4862万8000円は、各施設の指定管理料及び委託料であります。出会いと憩のセンター管理委託料は、駅舎に係る清掃・施錠・草刈り等を委託するもの。道の駅構内敷地維持管理委託料は、草刈り・低木の刈り込み・花壇の管理等を委託するもの。道の駅駐車場誘導業務委託料は、GWやお盆等の繁忙期に誘導警備員を配置するものであります。14節 使用料及び賃借料 317万9000円。借上げ料の主なものは、地域おこし協力隊員に係る、車輛及び住宅の借上げ料。15節 工事請負費 82万1000円。道の駅歩道補修工事は、レ・コード館前国道に接する歩道のインターロッキングの舗装改修工事が3年計画で実施されているものですが、この工事に併せ、接する町有地分の歩道部分を昨年度に引き続き節婦側から36.5メートル、65平米の改修舗装工事を行うもの。18節 備品購入費 は、地域おこし協力隊活動用備品購入費として、新規採用者のパソコン購入費を計上しております。19節 負担金補助及び交付金 1522万2000円。優駿日高道オールひだか魅力発信事業負担金50万円は、高規格道路日高自動車道の日高厚賀インターチェンジが4月に開通予定であることを契機に交流人口を拡大し、地域活性化に繋げるための事業を行うもので、事業費総額700万円のうち2分の1を北海道の地域づくり総合交付金で、残る2分の1を管内各町が50万円ずつ負担することとしているもので、新聞広告等のメディアを活用した情報発信等を実施するものであります。地域おこし協力隊活動補助金151万4000円は、札幌ビアガーデン、オータムフェスト等のイベントPR用旅費相当分及び地域おこし協力隊員に係る活動補助金。町観光協会補助金807万9000円は、観光協会が行う広告宣伝事業、主催イベント事業、観光施設管理事業に対する

補助金。76ページに移ります。7款 土木費 1項 道路橋梁費 1目 道路橋梁総務費 358万2000円。自治会に委託する町道の草刈り業務に伴う保険料及び道路台帳整理、地籍図等の土地移動整理のための経費を計上しております。2目 道路維持費 6781万5000円。11節 需用費 1290万円。消耗品費544万7000円の主なものは、グレーチング、コンクリート蓋、大型土のう、スリップ防止用焼き砂及びグレーダ・ダンプの冬タイヤの購入費。修繕料534万8000円の主なものは、グレーダ・ダンプ等の車検整備料、道路舗装・縁石修繕、側溝や法面の修繕の他、標識等の付属設備の修繕、管理車輛や砂箱の修繕料。13節 委託料 1759万3000円。町道草刈業務委託料は、旧節婦小学校道路法面、えましあ法面、夕日丘2号線、レ・コードの森1、2号線、軽種馬共同育成場線、自治会委託に係る委託料。町道維持管理業務委託料は、路面清掃、路肩の土砂除去、排水施設清掃業務、町有重機の運転業務、岩清水アブカシャンペ線ゲートの管理業務を委託するもの。町道沿道支障木伐採業務委託料は、年次計画で交通の支障となる木を伐採するもので、万世今野肥田線、共栄2号線、泉高岡佐々木線、東川線の4路線を予定。14節 使用料及び賃借料 371万3000円。道路用地借上料154万7000円は、岩清水アブカシャンペ線他8路線に対する道路の借上げ料を計上しております。重機借上料195万円は、岩清水アブカシャンペ線他2か所に係る、道路側溝の土砂掘削及び路面整正等を行うもの。15節 工事請負費 3190万円。土木工事を12か所・舗装工事を8か所・区画線工事1か所を予定しております。77ページに移ります。17節 公有財産購入費 5万1000円は、町道明和新栄線松浦地先道路用地の測量に伴う道路用地購入費で2件の地権者から850平米を購入するもの。3目 道路新設改良費 1億4931万1000円。道路の改築、橋梁の補修や改良舗装工事に係る経費を計上しております。13節 委託料 4009万5000円。橋梁長寿命化修繕調査設計業務委託料は、老朽化対策・事前防災対策を目的に長寿命化修繕計画を立て橋梁の長寿命化を図るもので、陽成橋、泉橋、節婦1号橋、節婦2号橋の4橋を予定。橋梁定期点検業務委託料は、道路法に基づき橋梁の健全度の点検を実施するもので19橋を予定しております。78ページに移ります。15節 工事請負費 769万円。道路改良舗装工事は、軽種馬共同育成場線・大狩部勝山紺野線に係る舗装工事。橋梁長寿命化修繕工事は、明和夕坂中山線冠明橋、太陽久米白井線太陽1号橋に係る橋面防水、舗装の打ち換え等の工事を実施。新冠市街地線1号支線道路改良工事は本年度分の130メートルを予定するものであります。2項 河川費 1目 河川総務費 3362万8000円。12節 役務費 339万5000円。河川水質検査手数料は、比宇川3か所を年2回、浦里・トマチャナイ川を年4回、元神部・アクマップ・里平・芽呂川を年1回、水質検査を行うもの。河川支障木伐採手数料は、河川の適切な維持・管理のため、支障木を伐採及び処理するもの。13節 委託料 117万4000円。元神部川河川用地測量業務委託料は、継続的に年次計画で行なっており、現況河川用地を確定し、土地の処理を行うものであります。14節 使用料及び賃借料 652万4000円。重機借上料650万円は、里平川立桶地先河床掘削他16か所を予定。15節 工

工事請負費 2200万円。元神部川佐々木地先河床洗掘防止対策工事他8箇所の工事を予定しております。79ページに移ります。3項 住宅費 1目 住宅管理費 2366万1000円。11節 需用費 535万2000円。修繕料504万4000円の主なものは、公営住宅に係る外部・建具・設備・塗装等の修繕料を計上。13節 委託料 205万3000円。町営住宅用地草刈業務委託料は、節婦ふれあいタウン・ゆとりの・東栄団地に係る草刈りを年3回委託。18節 備品購入費 123万8000円は、住宅用火災警報器を年次計画により更新しているもので、今年度191個を計画しております。19節 負担金補助及び交付金 1000万円は、住宅リフォーム助成金で、省エネ改修・バリアフリー改修・耐震改修工事等に対し50%、100万円を限度として補助するもので、10件分を計上しております。80ページに移ります。2目 住宅建設費 3279万8000円。15節 工事請負費 1674万円。公営住宅改修工事は、節婦ふれあいタウン1棟4戸に係るユニットバスの設置、台所回り、トイレ等の改修工事を実施するもの。22節 補償・補填及び賠償金 38万4000円は、汐見団地3戸に係る移転費助成金を計上。81ページに移ります。4項 下水道費 1目 下水道整備費 1億2076万3000円。28節 繰出金 は、下水道事業特別会計で説明いたします。82ページに移ります。8款 消防費 1項 消防費 1目 常備消防費 2億1562万円。日高中部消防組合本部経費及び新冠支署経費を計上しております。支署経費において、年次計画の4年目になります小型動力ポンプ1台とホース40本を更新するものであります。2目 災害対策費 2548万2000円。11節 需用費 135万4000円。消耗品費78万3000円の中で、災害用非常食カンパン、ビスケット、水の購入費を計上。12節 役務費 255万円。通信運搬費198万3000円は、防災無線電話に係る電波使用料及び衛星携帯・雨量観測システム電話料、エリアメール利用料。また、災害対策費用保険料は、避難準備・勧告等を発令した際にかかる費用を補填する制度に加入するもので、係る保険料を計上しております。13節 委託料 604万1000円。避難路維持管理委託料は、東町避難路・節婦避難路の管理委託料。泊津高台避難場所草刈委託料は、墓地裏、高台避難場所の草刈り660平米を委託するもの。防災無線設備保守点検委託料は、通常の保守点検の他、今年度、5年に1度の運用管理装置の点検が実施されます。14節 使用料及び賃借料 45万4000円の中で、重機借上料29万2000円及び草刈等車輛借上料15万円は、ヘリポートに係る管理経費。15節 工事請負費 は、節婦避難階段の改修工事で、平成11年度に北海道により設置され、平成24年度に町に移管された節婦避難階段の老朽化が著しいことから全面改修するもので、現在の擬木階段を耐久性、維持管理に優れている金属製階段に改修するものであります。83ページに移ります。9款 教育費 1項 教育総務費 1目 教育委員会費 176万9000円。教育委員に係る経常経費。2目 事務局費 1億1396万3000円。1節 報酬 604万6000円。奨学審議委員会委員、学校評議員、学校医に対する報酬、及び外国語指導助手報酬などを計上しているもので、今年度から外国語指導助手を1名増員し、小学校における外国語教育の充実を図ります。2節 給料 2392万5000円の中には、

朝日小学校の複式学級の解消のための教員1名の増員に係る給料を計上しております。7節 賃金 797万9000円。臨時教職員賃金371万2000円は、朝日小学校の複式学級解消のための臨時教職員1名分を計上しております。84ページに移ります。8節 報償費 69万8000円。コミュニティースクール設置準備委員会30万8000円は、学校運営協議会制度、いわゆるコミュニティースクールの導入に向けた調査研究を行うため今年度から設置するもので、学校長、地域担当教員、PTA、学校評議員、社会教育委員等により、研修会、先進地視察等を行うものであります。11節 需用費 194万9000円。教育賞・教育奨励賞及び農水新冠賞に関する経費を計上。また、学習指導要領の改訂に伴う道徳、外国語に係る指導書及び教科書の購入費を計上しております。18節 備品購入費 10万1000円。車両購入費は、事務局用公用車の老朽化による乗用車の更新1台分ですが、備荒資金組合の資金を借入し5年間で返済するもので、今年度は利息分のみを計上しております。外国語指導助手住宅用備品購入費は、交代及び増員に伴う住宅用備品の購入費を計上。19節 負担金補助及び交付金 3153万6000円。静内農業高校通学支援負担金142万円は、今年度から静内農業高校に通学する生徒を対象に、新ひだか町が運行する静内駅から静内農業高校までの通学バスの運行経費を両町で負担するもので、新ひだか町有バスにより登校1便、下校4便を運行する経費を乗車生徒の割合で負担するものであります。85ページに移ります。町研究指定校補助金30万円は、新冠町研究指定校設置要綱に基づき、教育の内容・方法について調査研究する目的で、毎年1校を指定しているものでありますが、今年度は、学習指導要領の改訂に併せ、特に小学校における外国語の指導について調査研究を深めるため、全校を指定し補助するものであります。教育振興補助金46万円は、部活動の大会参加経費補助及び漢字検定、英語検定の検定料の半額を助成する経費を計上。町教育研究協議会補助金80万円は、やまぶどうの発行の他、町内小中学校の教職員が、教科別の部会で研修や研究を実施する経費に対する補助であります。21節 貸付金 1617万6000円は、奨学金の貸付金で、継続者23名、新規5名分を見込んでおります。3目 住宅費 78万9000円。教員住宅の管理経費に係る関係経費を計上してございます。4目 児童生徒輸送費 4976万2000円。スクールバス7台の運行に係る関係経費を計上しております。11節 需用費 943万2000円。消耗品費の主なものは、スクールバス用夏・冬タイヤの購入費を計上しております。修繕料の主なものは、スクールバスの車検及び定期点検に係る整備費を計上しております。86ページに移ります。13節 委託料 3429万4000円は、スクールバス運行委託料及びスクールバス待合所管理委託料等を計上しております。14節 使用料及び賃借料 24万3000円。児童生徒輸送用バス借上料は、中体連地区大会・ブロック大会出場に係る民間バス借上料で、大会当日、登校日の為スクールバスを利用できないことから借り上げるもの。18節 備品購入費 は、平成20年度に購入した29人乗りのマイクロバスを更新するもので、乗車人員を考慮し10人乗りワゴン車を購入するものであります。2項 小学校費 1目 学校管理費 6650万6000円。小学校2校に係る経常経費及び学

校配分予算などを計上しております。なお、今年度から公会計化する学校給食に係る経費は、9款 7項 に計上しております。7節 賃金 2439万9000円。学校公務補、事務生、支援員賃金の内、発達障害等の児童に対する学習補助や生活面での支援を行う支援員7名分の賃金を計上しております。87ページに入ります。11節 需用費 2162万7000円。消耗品費593万6000円の中で、学校配分消耗予算の他、学校プールに係る消耗品を計上しております。修繕料239万1000円の中で、新冠小学校体育館の電球取替、遠赤外線暖房機の修繕、朝日小学校の網戸改修のほか、年次計画による学校遊具の修繕等を予定しております。13節 委託料 975万2000円。各小学校に係る管理運営委託料として、ガラス清掃、ワックス塗装、夜間警備、スケートリンク、プール、遊具定期点検等の委託料を計上。また、学校検診等委託料は、歯科、耳鼻科、眼科、内科、就学時心電図検診を委託するものであります。88ページに移ります。18節 備品購入費 199万7000円。学校管理用備品購入費は、学校配分予算のほか、教育用オルガン1台、折りたたみ式担架1台の購入費。OA機器備品購入費は、教職員用パソコンセキュリティソフト2校分のライセンス使用料を計上。2目 教育振興費 267万2000円。18節 備品購入費 78万7000円。債務負担は、児童の情報活用能力の育成を図るため、新冠小学校にタブレット20台購入しておりますが、係る債務負担行為額を計上。パソコン関係は、学習指導要領の改訂により小学校において、新たにプログラミング教育が位置付けられたことに対応するため、タブレット型パソコンを新冠小に13台、朝日小に7台のほかプリンター、無線LANボード等を購入するもので、備荒資金組合から資金借入し5年間で返済するもので、今年度は利息分のみを計上しております。20節 扶助費 188万5000円。要保護準要保護児童学用品費180万3000円は、要保護・準要保護児童に対する学用品費、通学用品費、修学援助費、体育実技用具費、新入学用品費、校外活動費、PTA会費を計上しております。89ページに移ります。3項 中学校費 1目 学校管理費 3857万6000円。中学校に係る経常経費及び学校配分予算などを計上しております。なお、小学校費同様、今年度から公会計化する学校給食に係る経費は、7項 に計上しております。7節 賃金 1183万7000円。学校公務補、事務生、支援員賃金の内、発達障害等の生徒に対する学習補助や生活面での支援を行う支援員賃金を3名分計上しております。11節 需用費 1488万5000円。修繕料173万3000円中で、教室の床タイルのはがれに係る補修を、毎年度2教室ずつ年次計画で実施しております。13節 委託料 382万1000円。施設に係る管理運営委託料として、ばい煙測定、ガラス清掃、ワックス塗装、夜間警備、校内草刈り、遊具定期点検等の委託料を計上しております。また、学校検診等委託料は、歯科、眼科、内科、心電図検診を委託するもの。90ページに移ります。14節 使用料及び賃借料 78万6000円の中で、柔道着借上料13万円は、武道の必修科目として柔道を取り入れているもので、柔道着をレンタルするもの。対象者は、1、2年生となっております。18節 備品購入費 411万円。学校管理用備品購入費は、生徒用机イス25組、超短焦点プロジェクター2台、実物投影機2台のほか、

吹奏楽用備品としてユーフォonium、グロッケン、バスドラム等を購入するもの。2目 教育振興費 257万6000円。18節 備品購入費 87万6000円。学校管理用備品購入費は、校務用ノートパソコンの購入費に係る債務負担行為額を計上しております。20節 扶助費 170万円。要保護準要保護生徒学用品費 1675万5000円。要保護・準要保護生徒に対する学用品費、通学用品費、修学援助費、新入学用品費、校外活動費、PTA会費の給付に係る費用を計上しております。91ページに移ります。4項 認定こども園費 1目 認定こども園費 1億9294万3000円。8節 報償費 30万6000円。劇団公演料 15万6000円は、3歳児以上を対象とした人形劇鑑賞のほか、全園児を対象とした音楽鑑賞を予定。講師謝礼 15万円は、職員研修における講師の謝礼で、乳児保育実技研修2回と特別支援教育研修1回を予定しております。92ページに移ります。11節 需用費 1115万円。賄材料費 5万6000円は、宿泊保育に係る賄材料費を計上。修繕料 107万7000円は、建具の補修のほか、教室等の戸車・鍵・レールの年次計画による補修及び通園バスに係る車検整備料等を計上しております。13節 委託料 3909万2000円。児童健康診断委託料は、内科・歯科検診及び薬剤師検査の委託料。給食業務委託料は、園児及び職員に係る給食調理業務の委託料。通園バス運行業務委託料は、年間288日の運行に係る委託料です。認定こども園園庭遊具点検業務委託料は、開園から5年以上が経過したことから遊具の点検を実施するものであります。15節 工事請負費は、園庭遊技場におけるサーキットコースの補装が沈下していることから、補装の嵩上げ及びダストの敷設を実施いたします。16節 原材料費 10万4000円は、木製柵の補修に係る材料の購入費であります。93ページに移ります。5項 社会教育費 1目 社会教育総務費 9010万円。子どもたちの健全育成と町民を対象とした生涯学習に係る予算を計上しております。94ページに移ります。8節 報償費 27万5000円。いきいき大学講師謝礼 5万5000円は、高齢者が新しい知識や技術を学習し、健康で豊かな老後を求めることができるよう、年間7回フラワーアレンジ講座などの合同学習や社会見学を実施するもので、係る講師謝礼を計上しております。生涯学習講座講師謝礼 17万円は、うるおいと充実のある生活を進めるため、趣味と教養を身につけることのできる講座を開設しておりますが、本年度は楽器体験講座の他、成人対象4講座を予定しております。13節 委託料 320万2000円。プラスワンセミナー講演講師委託料は、多種多様なテーマを設定し、生涯学習の機会を提供するもので、本年度も著名な講師の招聘を予定しております。講師派遣等委託料は、昭和音楽大学から講師を招き、音楽体験、交流事業を行うもので、新冠中学校吹奏楽部を対象に吹奏楽クリニックのほか、アウトリーチコンサート、パートナーシップコンサート等を実施するもの。19節 負担金補助及び交付金 431万4000円。95ページに移ります。レ・コード館ジュニアジャズバンド運営委員会補助金 70万円は、小学校3年生から中学校3年生まで結成されている同バンドの運営費補助金となっております。なお、平成30年度より、プロによる指導から町内の音楽団体による指導へと体制の見直しを図っております。文化振興施設運営補助金 72万円は、町内に存在する

美術館等の文化振興施設の日常の維持管理を行うものに対し奨励金を交付することで、施設の充実かつ文化の振興及び町の活性化を図るもので、施設の立地条件により冬季間の営業ができない美術館等の施設に係る固定資産税の2分の1を交付するもの。2目 レ・コード館事業推進費 6641万3000円。11節 需用費 2200万1000円。消耗品費 261万円の主なものは、レコード保存用内袋、外袋及び告知用看板、出会いの広場、憩の広場等のLED電球の購入費を計上。修繕料208万3000円の主なものは、冷暖房自動制御機器、図書プラザ入口自動ドアなどの修繕料を計上しております。96ページに移ります。18節 備品購入費 207万7000円。レ・コード館備品購入費は、故障が頻発している印刷機を更新するもので、備荒資金組合からの借入れにより購入し5年間で返済するもの。今年度は、利息分のみを計上しております。社会教育備品購入費は、平成28年度に購入したグランドピアノに係る備考資金組合への償還金を計上しております。97ページに移ります。3目 図書費 1334万8000円。11節 需用費 159万2000円。消耗品費152万2000円の主なものは、新聞、定期購読雑誌の購入及びブックスタート事業、セカンドブックプレゼント事業等図書プラザ事業に係る消耗品、ボランティアサークル活動支援材料費の購入費を計上しております。18節 備品購入費 365万4000円。図書購入費は、2500冊の購入を予定しております。図書プラザ用備品購入費は、書籍運搬用ワゴン1台を購入するもの。4目 青少年育成費 1178万2000円。8節 報償費 156万9000円。報償金151万9000円は、主に放課後子ども教室に係る安全管理員、学習支援員に係る報償費。講師謝礼5万円は、自然体験教室に係る講師謝金。98ページに移ります。13節 委託料 233万2000円。公演開催業務委託料は、町内の小学生を対象とした児童劇を開催するもの。少年国内研修交流事業委託料は、小学6年生と中学1年生の20名が沖縄県で自然、文化に接するなど様々な体験と金武町中川区子ども会との相互交流を行うもの。19節 負担金補助及び交付金 169万9000円。通学合宿実行委員会交付金16万円は、青年の家を会場に町内の小学生4から5年を対象に4泊5日の合宿を開催する他、年4回の自然体験教室事業に係る補助金。5目 郷土資料館費 142万2000円。郷土資料館の運営管理に係る経費を計上しております。8節 報償費 8000円は、北海道命名150年にちなみ、松浦武四郎と新冠と題したふるさと再発見講座に係る講師謝礼を計上。99ページに移ります。6目 青年の家費 824万5000円。青年の家施設管理に係る経費を計上しております。11節 需用費 239万円。修繕料30万円は、食堂照明器具の交換、乗用草刈り機の修繕等を行うもの。12節 役務費 84万2000円。手数料65万5000円の中で主なものは、寝具のクリーニング代となっております。100ページに移ります。7目 町民センター費 520万9000円。町民センターの施設管理に係る経費を計上しております。18節 備品購入費 は、トレーニングルーム利用者の増加に伴い納付書作成の事務を軽減するため、レジスターを購入するもの。101ページに移ります。6項 保健体育費 1目 保健体育総務費 3482万1000円。スポーツ教室等に係る費用と、町体育協会等社会体育団体への

補助金を計上しております。1節 報酬 30万8000円は、スポーツ推進委員5名の活動に係る報酬で、今年度、平成31年度を初年度とする第3次新冠町スポーツ推進計画の策定のための委員会出席に係る報酬を増額して計上しております。8節 報償費 27万5000円。ジュニア水泳教室、さわやか運動教室、乗馬教室など9教室に係る講師謝礼を計上しております。18節 備品購入費 19万9000円は、就学前幼児と保護者を対象とした親子運動教室用のカラートネル、メッシュベスト、マット類及び軽スポーツ教室用カラーリングローラーの更新に係る購入費を計上しております。102ページに移ります。19節 負担金補助及び交付金 1271万6000円。町体育協会補助金281万6000円は、今年度、東日本軟式野球北海道大会の会場町となることに伴う増額のほか、少年野球新冠大会が40回記念となることによる増、剣道スポーツ少年団及びバレーボール少年団の日高地区大会の会場町にあたるための運営費をそれぞれ増額しております。2目 体育施設費 1170万円。スポーツセンター、町民グラウンド、テニスコート、節婦体育館の管理運営経費を計上しております。11節 需用費 655万7000円。修繕料80万7000円の中で、町民グラウンドバックネットの一部張替及び補修に係る修繕料を計上しております。13節 委託料 442万8000円。町民グラウンド整備委託料は、グラウンドの不陸整正を行うもの。スポーツセンター管理業務託料は、土曜日の夜間及び日曜・祝日の管理を委託するもの。103ページに移ります。18節 備品購入費 10万7000円は、町民グラウンドのベース及びピッチャープレート劣化に伴う更新を予定しております。9款 教育費 7項 学校給食費 1目 学校給食費 5637万5000円。今年度から学校給食に係る費用を全て町が負担する公会計化としており、新たに7項を新設し、係る予算を計上しております。11節 需用費 3403万8000円。消耗品費259万8000円は、学校配分予算のほか、食中毒対策用消耗品、食器の更新等の予算を計上しております。給食材料費2840万2000円は、これまで各学校単位で組織する給食運営委員会において購入していた給食材料を今年度から全て町が購入することにしたもので、小学校においては月額4200円、中学校は月額5000円分の食材購入のほか、これまで補助金として交付してありましたふるさと給食についても計上しております。なお、給食費については、無料として保護者からの負担は求めないこととしております。13節 委託料 2168万2000円。給食業務委託料は、3校分の調理に係る人件費等を計上。18節 備品購入費 16万3000円は、朝日小学校の給食室用洗濯機及び衣類乾燥機の更新に伴う購入費を計上しております。104ページに移ります。10款 災害復旧費 1項 公共土木施設災害復旧費 1目 現年発生災害復旧費 5000円。災害復旧促進協会負担金です。11款 公債費 1項 公債費 1目 元金 7億4128万5000円。本年度の起債償還に係る元金で、前年度対比2568万4000円の増となっております。これは、平成25年度に借入れた大狩部生活センター施設整備事業及び水槽付きポンプ車購入事業並びに、平成26年度に借入れた日高中部4期広域農道整備事業に係る償還が開始されることによりますが、町債の残高は前年度対比4億588万5000円減の57億7889万

円の見込みとなっております。2目 利子 4535万円。起債償還に係る利子であります。利子については、長期金利の利率の減少により、前年度対比939万4000円の減となっております。12款 予備費 1項 予備費 1目 予備費 300万円。予備費は、予算外の支出や予算を超過した際充当する目的外予算ですが、300万円を計上しているものであります。次に、歳入に入りますので、13ページをお開き下さい。1款 町税 1項 町民税 1目 個人 2億3790万円。1節 現年課税分 2億3294万9000円。前年度対比1803万5000円の増。平成29年度当初課税で算定をしております。所得割において一部業種が好調であったことを考慮し、前年度対比8.4%増を見込み算定をしております。2目 法人 5347万7000円。1節 現年課税分 5338万6000円。前年度対比1235万3000円の増。平成29年度決算見込み額で算出をしております。均等割につきましては240社、法人税割については90社を対象に算定しております。2項 固定資産税 1目 固定資産税 3億2238万5000円。1節 現年課税分 3億1934万3000円。前年度対比728万8000円の増。土地、家屋については、評価替えに伴い、前年度対比0.3%の減。一般の償却資産につきましては、資産の減価償却により前年度対比11.9%の減、また、大規模償却資産については、北海道電力の増加により前年度対比13.7%の増で算出しております。2目 国有資産等所在市町村交付金及び納付金 860万1000円。前年度対比7000円の増は、北海道森林管理局の算定標準額が増額となったことによるもの。14ページに移ります。3項 軽自動車税 1目 軽自動車税 1527万7000円。1節 現年課税分 1522万2000円。前年度対比33万9000円の増。軽自動車税につきましては、平成27年度税制改正において税額の改正が行われ、軽乗用7200円が1万800円に改正される等、各車種の税額が増税となり、さらに登録13年を経過した軽自動車税については、新税額に20%を課税する制度に改定される反面、エコカー減税として新車の燃費基準により75%から25%の減税措置が受けられる制度の適用があります。今回の増額は、平成29年4月以降に登録された台数が増えたことによるものであります。4項 市町村たばこ税 1目 市町村たばこ税 3084万5000円。平成29年度実績により算出した結果、前年度対比36.1%、818万8000円の増となっております。5項 入湯税 1目 入湯税 1419万3000円。過去3年間の減少率の平均96%で算出しております。2款 地方譲与税 1項 地方揮発油譲与税 1目 地方揮発油譲与税 2350万5000円。揮発油譲与税の100分の42に相当する額が市町村に交付されるもの。予算額は、平成29年度決算見込額に地方財政計画による前年対比98%を乗じて計上してございます。15ページに移ります。2項 自動車重量譲与税 1目 自動車重量譲与税 6282万円。自動車重量税の3分の1に相当する額が市町村に交付されるもの。予算額は、平成29年度決算見込額に地方財政計画により前年対比104%を乗じて計上しております。3款 利子割交付金 1項 利子割交付金 1目 利子割交付金 78万6000円。都道府県に納付された利子割に相当する額に、政令で定める率を乗じて得た額の5分の3を按分し交付されるものであります。予算額は、

平成29年度決算見込額に地方財政計画により前年対比82%を乗じて計上しております。

4款 配当割交付金 1項 配当割交付金 1目 配当割交付金 88万5000円。道に納入された道民税の配当割額に、政令で定める率を乗じて得た額の5分の3を按分し交付されるものであります。予算額は、平成29年度決算見込額に地方財政計画により前年対比85%を乗じて計上しております。

5款 株式等譲渡所得割交付金 1項 株式等譲渡所得割交付金 1目 株式等譲渡所得割交付金 96万円。道に納入された株式譲渡所得割額に相当する額に、政令で定める率を乗じて得た額の5分の3を按分し交付されるものです。予算額は、平成29年度決算見込額に地方財政計画により前年対比160%を乗じて計上しております。

16ページに移ります。

6款 地方消費税交付金 1項 地方消費税交付金 1目 地方消費税交付金 1億357万8000円。消費税は、国6.3%、地方1.7%で徴収され、地方分の2分の1が都道府県、残りの2分の1が市町村に人口と消費額の割合で交付されるものであります。予算額は、平成29年度決算見込額に地方財政計画により前年対比98%を乗じて計上しております。

7款 自動車取得税交付金 1項 自動車取得税交付金 1目 自動車取得税交付金 2327万円。道に納付された自動車取得税の66.5%が交付されるもので、2分の1を市町村の道路の延長で、残り2分の1が面積割で按分して交付されるものであります。予算額は、平成29年度決算見込額に地方財政計画により前年対比126%を乗じて計上しております。

8款 地方特例交付金 1項 地方特例交付金 1目 地方特例交付金 261万8000円。平成11年度、恒久的な減税の実施に際し、地方税の減収額の一部を補填するために創設されたものでありまして、予算額は、平成29年度決算見込額に地方財政計画により前年度対比116%を乗じて計上しております。

9款 地方交付税 1項 地方交付税 1目 地方交付税 264万3000円。町税の増収及び起債償還額の減少を見込みながらも、昨年度交付された実績を考慮し、前年度対比0.2%増で見込んでおります。

17ページに移ります。

10款 交通安全対策特別交付金 1項 交通安全対策特別交付金 1目 交通安全対策特別交付金 115万円。道路交通法の反則金の収入相当額等から取扱い手数料等を控除した額を地方公共団体における道路交通安全施設の設置及び管理に要する経費に充てるために、国から地方公共団体に対し交付されるもの。予算額は、平成29年度決算見込額同額を計上しております。

11款 分担金及び負担金 1項 負担金 1目 民生費負担金 169万6000円。日高町の養護老人ホーム入所者の個人負担金及び子ども発達支援センターあおぞらにおける児童デイサービスを利用する日高町の負担金。

2目 教育費負担金 2117万円。認定子ども園に係る保育料及び預かり保育料。

12款 使用料及び手数料 1項 使用料 1目 総務使用料 44万8000円。有償旅客自動車運送事業運賃は、西新冠地区予約運行方式運営事業及び新冠町コミュニティーバス運営事業に係る利用者運賃。

2目 民生使用料 252万6000円。生活館使用料17万9000円は、生活館11施設に係る使用料及び集会施設使用料35万円は、本町多目的交流センター他16施設に係る使用料。高齢者共同生活施設居室使用料123万2000円は、あいあい荘に入居する15名の居室使用料。老人憩の家入浴施設使用料76万5000円は、

憩の家の風呂を利用する方の入浴料で、1人1000円を徴収しております。3目 衛生使用料 62万7000円。主に火葬場使用料。18ページに移ります。4目 農林水産業使用料 1093万9000円。1節 牧野使用料 895万8000円は、町有牧野使用料で乳用種210頭、肉用種30頭を見込んでおります。2節 林業使用料 198万1000円は、判官館森林公園のバンガロー及びテントの使用料。5目 商工使用料 280万4000円。道の駅の民間店舗に係る施設使用料及び西泊津ヒルズパークゴルフ場使用料を計上。6目 土木使用料 6885万2000円。1節 土木使用料 180万4000円は、町道占用料及び河川敷地に係る使用料。2節 住宅使用料 6704万8000円は、公営住宅及び駐車場使用料であります。7目 教育使用料 412万1000円。各施設とも平成29年実績見込みにより計上しております。19ページに移ります。2項 手数料 1目 総務手数料 326万円。主に、戸籍及び住民登録関係手数料並びに諸証明手数料。2目 民生手数料 344万9000円。ふれあい夕食に係る利用者の負担分。3目 衛生手数料 1486万1000円。1節 環境衛生手数料 22万4000円は、狂犬病予防注射済票交付手数料として326頭分の17万9000円。犬の登録手数料として15頭分の4万5000円を計上しております。2節 清掃手数料 1463万7000円は、主に小動物焼却手数料として410頭191万円。ゴミ収集運搬手数料として、燃やせるゴミ他1万6667袋分の1268万5000円を計上しております。4目 農林水産業手数料 19万6000円。その他各種証明手数料3万6000円は耕作証明等の手数料。5目 土木手数料 1000円。地籍図及び地籍簿等の閲覧及び交付手数料であります。20ページに移ります。13款 国庫支出金 1項 国庫負担金 1目 民生費国庫負担金 1億8624万9000円。1節 社会福祉費国庫負担金 1億3173万5000円。国民健康保険基盤安定費負担金803万7000円は、国保税の軽減分について一般会計からの繰り入れに対し、保険者支援分として繰入額の2分の1を国が負担するもの。自立支援医療費更正医療負担金1040万5000円は、障害者の社会活動への参加を援助するために行われる医療で、人工透析や腎臓、肝臓機能障害ほか7項目の障害種別に係る医療が対象となり、対象経費の2分の1を国が負担するもの。介護給付・訓練等給付費負担金1億193万8000円は、障害者自立支援法に基づいて提供される障害者福祉サービスに係る国庫負担金で、利用者負担額を除いた額に2分の1を国が負担するもの。障害児通所給付費等負担金860万4000円は、静内ペテカリが行う障害児通所支援事業に係る国庫負担金で、2分の1を国が負担するもの。2節 児童福祉費国庫負担金 5451万4000円。児童手当国庫負担金5272万8000円は、児童手当に係る国庫負担金。施設型給付費国庫負担金178万6000円は、静内幼稚園、マーガレット認定こども園等に通う保護者に対して施設型給付費として町が負担しますが、これに対する国庫負担金であります。2目 衛生費国庫負担金 8万7000円。感染症予防事業費等国庫負担金は、乳がん、子宮がん検診に係る国庫負担金。2項 国庫補助金 1目 総務費国庫補助金 1246万6000円。1節 企画費国庫補助金 1189万7000円。地域内公共交通確保維持改善事業補助金389万

7000円は、西新冠地区予約運行方式運営事業に対する国庫補助金。二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金800万円は、街路等のLED化を促進するための調査委託料に対し100%国から補助されるものであります。2節 戸籍住民基本台帳費国庫補助金 56万9000円は、地方公共団体情報システム機構が行う番号カード交付事務に対する国庫補助金。2目 民生費国庫補助金 548万9000円。1節 社会福祉費国庫補助金 153万9000円。地域生活支援事業費等補助金127万円は、障害児・障害者における日常生活用具給付事業他5事業に対する国庫補助金。年金生活者支援給付金支給準備市町村事務取扱交付金26万9000円は、平成31年度の消費税率の引き上げ時に実施される福祉的な給付措置に対応するためのシステム改修に係る費用に対し100%補助されるもの。21ページに移ります。2節 児童福祉費国庫補助金 395万円。子ども・子育て支援交付金389万3000円は、支援センターが実施する地域子育て支援拠点事業・一時預かり事業等に対する国庫補助金。3目 衛生費国庫補助金 97万円。合併処理浄化槽設置に対する国庫補助金で、補助率は3分の1、7基分を見込んでおります。4目 土木費国庫補助金 7825万8000円。1節 道路橋梁費国庫補助金 6422万1000円。防災・安全社会資本整備交付金5077万2000円は、橋梁長寿命化修繕工事に対する補助金。社会資本整備総合交付金1344万9000円は、町民センター裏のメロディー大橋から、ゆうあい天馬までの堤防の新冠市街地線1号支線に係る改良工事に対し64.35%が補助されるもの。2節 住宅費国庫補助金 1403万7000円は、住宅リフォーム助成金、汐見団地移転費助成、節婦ふれあいタウン改修工事等に係る国庫補助金。5目 教育費国庫補助金 223万3000円。1節 小学校費国庫補助金 6万3000円及び2節 中学校費国庫補助金 6万6000円の中で、就学援助費及び特別支援教育就学奨励費補助金は、要保護児童生徒に対する修学旅行費及び特別教育就学奨励費に対し2分の1の国庫補助があるもの。また、へき地児童生徒援助費補助金は、小・中ともに1年生を対象とする心臓健診に係る国庫補助金。3節 教育総務費国庫補助金 210万4000円は、スクールバスの更新に対する国庫補助で対象経費の2分の1が補助されるもの。3項 国庫委託金 1目 総務費国庫委託金 19万1000円。中長期在留者居住地届出等事務委託費交付金17万3000円は、在留外国人の届出等に係る事務費として届出件数の実績により交付されるもの。2目 民生費国庫委託金 233万3000円。1節 社会福祉費国庫委託金 232万4000円は、年金業務の窓口受け相談業務等の事務費交付金及び協力・連携に係る経費として交付されるもの。2節 児童福祉費国庫委託金 9000円は、特別児童扶養手当受給者5名に対し、1人あたり1815円が交付されるものであります。22ページに移ります。14款 道支出金 1項 道負担金 1目 民生費道負担金 1億1361万8000円。1節 社会福祉費道負担金 1億113万9000円。国民健康保険基盤安定費負担金2303万円は、国保税の軽減分について一般会計からの繰り入れに対し、保険者支援分として繰入額の4分の1を、また保険税軽減分として4分の3を道が負担するもの。自立支援医療費更正医療負担金520万2000円は、障害者の社会活動への参加を援助

するために行われる医療に対し、対象経費の4分の1を道が負担するもの。介護給付・訓練等給付費負担金5096万9000円は、障害者自立支援法に基づいて提供される障害者福祉サービスに係る負担金で、4分の1を道が負担するもの。後期高齢者医療基盤安定費負担金1626万2000円は、保険料の軽減分について一般会計からの繰り入れに対し、繰入額の4分の3を道が負担するもの。障害児通所給付費等負担金430万2000円は、静内ペテカリの行う障害児通所支援事業に対し、4分の1を道が負担するもの。2節 児童福祉費道負担金 1247万9000円は、主に児童手当に係る道負担金です。2項 道補助金 1目 総務費道補助金 727万6000円。民有林造林事業費補助金は、町有林の除伐や間伐、人工造林及び下刈に対する道補助金です。2目 民生費道補助金 2618万2000円。1節 社会福祉費道補助金 1880万3000円。地域生活支援事業費等補助金63万5000円は、コミュニケーション支援、移動支援、日中一時支援、日常生活用具給付事業、障害者の移送サービス事業に対する道補助金で、補助率4分の1。民生委員活動費補助金123万9000円は、単価5万9000円で、21名分が交付されるもの。重度心身障害者医療給付事業費補助金604万6000円。ひとり親家庭等医療給付事業費補助金111万7000円。23ページに移ります。子ども医療給付事業費補助金362万1000円は、それぞれに要した医療費から、一部負担金等を差し引いた経費の2分の1が補助されるもの。生活館運営費補助金459万6000円は、運営費の内、需用費・役務費等補助対象経費の4分の3が補助されるものであります。2節 児童福祉費道補助金 737万9000円。施設型給付費道負担金148万3000円は、私立幼稚園等に対し、教育・保育の費用を町が負担しますが、これに対する道負担金であります。子ども・子育て支援交付金389万3000円は、支援センターが実施する地域子育て支援拠点事業・一時預かり事業等に対する道補助金であります。3目 衛生費道補助金 102万2000円。健康増進事業費補助金72万2000円は、健康相談・健康教育他6事業に対する道補助金であります。妊産婦安心出産支援事業費道補助金30万円は、妊婦健診交通費助成金及び出産時宿泊費助成金に対し補助されるもので、医療機関までの距離及び宿泊回数による補助基準額により算出。4目 農林水産業費道補助金 5844万2000円。1節 農業費道補助金 3007万5000円。農業委員会等活動促進事業費交付金320万6000円は、農業委員会の事務の円滑な処理を遂行するための補助金。多面的機能支払事業補助金580万4000円は、組織をつくり地域内の農業者が共同で農業・農村の機能維持に取り組む活動を支援するもので、現在、比宇川流域環境保全会と里平地区・水・環境保全会が対象となっております。経営所得安定対策推進事業補助金113万4000円は、申請書受け付け等を新冠町農業再生協議会が行いますが、その事務経費に対し全額補助されるもの。農業次世代人材投資事業道補助金1200万円は、新規就農者で、就農後5年以内の経営の安定確保を図ることを目的に給付金が給付されますが、歳出同額道から補助されるもの。昨年度まで青年就農交付金から名称変更となったものであります。2節 林業費道補助金 2824万3000円。未来につなぐ森づくり推進事業補助金94万9000

円は、民有林振興対策事業に対する道補助で、人工造林8.1ヘクタールに対し、総事業費の16%が補助されるもの。小規模治山事業補助金1071万4000円は、里平・富居の沢小規模治山工事に係る道補助金。鳥獣被害防止総合対策事業補助金1658万円は、有害鳥獣駆除対策事業に係る経費としてクマ・シカ8000円、アライグマ1000円が補助されるものであります。5目 教育費道補助金 140万7000円。放課後こどもプラン補助金は、町民センター及び朝日小学校で実施している放課後子ども教室に係る道補助金。24ページに移ります。3項 道委託金 1目 総務費道委託金 868万円。1節 総務管理費道委託金 6万円は、国土利用計画法に基づく事業経費に充てるため、予算の範囲内で交付されるもの。2節 徴税費道委託金 803万3000円は、個人道民税の徴収に伴うもの。3節 戸籍住民基本台帳費道委託金 6万7000円は、パスポート発給事務に係る道委託金。4節 統計調査費道委託金 52万円は、漁業センサス他5統計調査に係るものであります。2目 衛生費道委託金 8万2000円は、主に浄化槽設置届出書の受理及び使用開始報告書の作成提出に係る事務費交付金。3目 農林水産業費道委託金 109万4000円。1節 農業費道委託金 57万4000円。道営土地改良事業監督等補助業務委託金16万4000円は、道営事業で実施される芽呂地区農道保全対策事業及び美宇地区単独営農用水事業に係る監督等補助業務に対する委託金。新冠地区地すべり防止区域点検業務委託金35万9000円は、西泊津、泉、太陽1、2地区に係るもの。2節 林業費道委託金 45万円は、道の権限移譲事務交付金。3節 水産業費道委託金 7万円は、漁港利用料徴収事務委託金であります。4目 商工費道委託金 2000円は、知事が行う事務のうち、商工会の決算関係書類の受理の事務について、道から権限移譲がなされており係る事務費の委託金。5目 土木費道委託金 96万円は、樋門樋管39基に係る管理委託金。6目 消防費道委託金 48万2000円は、新栄のヘリポート給油施設管理委託料であります。25ページに移ります。15款 財産収入 1項 財産運用収入 1目 財産貸付収入 1294万1000円。1節 土地・建物貸付収入 1294万円。移住促進住宅貸付収入は、北星町のナナカマド7戸の住宅料。農業支援員住宅貸付収入は、旧太陽小学校教員住宅に係るもので1棟分計上。2目 利子及び配当金 169万4000円は、配当金及び各基金の利子を計上しております。2項 財産売払収入 1目 物品売払収入 6414万4000円。町有牛売払収入5131万1000円は、肥育牛他59頭の売払い収入。立木売払収入1115万8000円は、岩清水地区他町有林の間伐材・立木売払い収入。町有牛優良受精卵売払収入133万9000円は、町の所有する優良受精卵を和牛改良組合へ提供し、優良繁殖牝牛の自家保留を推進するものであります。2目 不動産売払い収入 76万6000円は、現在営農のため賃貸している町有地1万2751平米を営農者に売却するもの。26ページに移ります。16款 寄付金 1項 寄付金 1目 一般寄附金 1000円は、科目存置。2目 指定寄附金 1000万円は、ふるさと納税に係る寄附金であります。17款 繰入金 1項 基金繰入金 1目 ふるさとづくり基金繰入金 3953万3000円。平成29年度に寄付のありました、特典付ふるさと納税の積立金1756万70

00円、一般寄付217万円を歳出の各事業に充当すべく繰り入れております。その他の繰り入れとして、野菜促成栽培施設整備事業補助金312万円、漁業者漁具整備事業補助金150万円、奨学金貸付事業1617万6000円を繰り入れております。2目 減債基金繰入金 2045万5000円は、公債費のうち公有林整備事業債に係る元利償還金相当額を繰り入れるもの。財政調整基金繰入金 1億5700万円は、歳出の財源調整のため繰り入れております。18款 繰越金 1項 繰越金 1目 繰越金 3000万円は、前年度と同額を計上しております。27ページに移ります。19款 諸収入 1項 延滞金加算金及び過料は、それぞれ科目存置。2項 預金利子 1目 預金利子 15万円は、平成29年度実績見込額を計上しております。3項 貸付金元利収入 1目 アイヌ住宅改良等資金貸付金元利収入 144万8000円は、継続償還者4名に係る元利収入。2目 北海道労働金庫貸付金元金収入 500万円。勤労者の福利厚生及び生活安定のため、労金に500万円貸付けをし、さらに労金が150万円上乗せし650万円で融資を行っているもので、係る貸付金を収入するもの。3目 法外援護資金貸付金収入 120万円。社会福祉協議会が行っている生活困窮者に対する生活資金の貸付制度に対し、その原資の一部として120万円を町が社会福祉協議会に貸し付けしているもので、係る貸付金を収入するもの。4目 農業振興資金貸付金収入 600万円。平成27年ピーマン選果施設整備時に貸付した9000万円に対する償還金600万円を計上しております。5目 奨学金貸付金元金収入 652万7000円は、奨学金貸付者延べ34名に係る元金収入。28ページに移ります。4項 雑入 1目 から 3目 までは、科目存置。4目 宝くじ交付金収入 192万6000円は、北海道市町村振興協会より均等割及び人口割により算定され額が交付されるもの。5目 雑入 5849万7000円。主なものといたしまして、高額療養費立替分328万9000円は、重度心身障害者医療、ひとり親家庭等医療、こども医療に係る高額療養費の立替分。高齢者共同生活施設個人負担金698万円は、あいあい荘入居者の給食費及び光熱水費の個人負担分。29ページに移ります。新冠町子ども発達支援センター構成町負担金658万4000円は、あおぞらの運営費に対する日高町の負担金。障害児通所支援事業給付費収入1656万6000円は、あおぞらに係る障害児通所支援給付費収入。介護予防サービス計画費398万1000円は、要介護認定において要支援1または2の判定を受け、予防サービス計画の作成や家庭訪問等を行う事業を利用する方の自己負担金。営農対策協力金100万円は、町が行う有害鳥獣駆除に対し、新冠町農協が協力金として町に支出しているもの。西新冠地区予約運行方式運営事業負担金205万3000円は、デマンドバス運行に係る日高町の負担金。新冠町家畜自衛防疫組合事務取扱負担金170万円は、自防組合の事務局を町が受託するにあたり、臨時職員の賃金、社会保険、雇用保険の8割程度を負担いただくものであります。5項 受託事業収入 1目 受託事業収入 5559万円。介護予防地域支援事業受託事業収入3004万円は、広域連合から委託される地域支援事業に係る受託事業収入。後期高齢者医療広域連合受託事業収入96万3000円は、広域連合が本来実施すべき肺がん・大腸がん等の健康診査を町が実施していることに対する収入。和牛セ

ンター預託料1858万7000円は、年間延べ2万6745頭に係る預託料を計上しております。30ページに移ります。20款 町債 1項 町債 1目 総務債 から 5目 臨時財政対策債 までの各起債につきましては、8ページ、第3表 地方債で説明いたしましたので省略をさせていただきます。以上が、議案第15号 平成30年度新冠町一般会計予算の提案内容でございます。ご審議を賜り、原案どおりご決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（芳住革二君） どうもご苦労さまでした。提案理由の説明が終わりました。暫時休憩いたします。再開は15時25分といたします。

（15時11分）

（15時25分）

○議長（芳住革二君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎日程第4 議案第16号 平成30年度新冠町簡易水道事業特別会計予算

日程第5 議案第17号 平成30年度新冠町下水道事業 特別会計予算

○議長（芳住革二君） 日程第4 議案第16号 平成30年度新冠町簡易水道事業特別会計予算 日程第5 議案第17号 平成30年度新冠町下水道事業特別会計予算 以上2件を一括議題といたします。提案理由の説明を求めます。関口建設水道課長。

○建設水道課長（関口英一君） 119ページをお開き願います。議案第16号 平成30年度新冠町簡易水道事業特別会計予算について、提案理由の説明を申し上げます。平成30年度新冠町簡易水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによるものでございます。歳入歳出予算 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億2076万3000円に定めようとするものです。第2項 歳入歳出予算の款、項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表 歳入歳出予算によるものです。一時借入金 第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1億円と定めるものです。事項別明細書の歳出から説明いたします。なお、お手元の配布資料として予算説明資料、委託料一覧表及び工事請負費一覧表は、後ほどご覧いただくことでよろしく願います。126ページをお開き願います。3 歳出 1款 総務費 1項 総務管理費 1目 一般管理費 2940万円。職員の人件費及び通常に係わる事務的経費等を計上しております。以下、節に関しましては主なものについて説明させていただきます。11節 需用費 111万円。主に、印刷製本費48万円は、予算製本費、決算書製本費、収納電算、帳票等に係る費用を計上しております。燃料費19万9000円は、公用車の燃料費に係る費用を計上しております。修繕料20万7000円は、公用車の整備料に係る費用を計上しております。12節 役務費 78万8000円。手数料42万2000円は、主に口座振替手数料を計上しております。保険料36万6000円は、自動車自賠責、建物火災等

の保険料を計上しております。13節 委託料 854万7000円。検針等業務委託料は、簡易水道事業区域の合計約2490件に係る検針等の委託料。電算システム機器保守委託料は、料金システムの機器保守で、システム機器保守稼働維持支援に係る機器、検針機、光通信ユニット、プリンター等の委託料を計上しております。14節 使用料及び賃借料 41万1000円。水道事業に係る土地の借上げ料を計上しております。17節 公有財産購入費 13万6000円。畑地帯総合整備事業、単独営農用水、美宇地区事業に伴う芽呂配水管理設用敷地取得費を計上しております。127ページに移ります。18節 備品購入費 103万2000円。上下水道料金システム購入費は、平成28年度導入の上下水道料金システム購入費用の平成30年度償還分を計上しております。19節 負担金補助及び交付金 95万7000円。主に職員退職手当組合負担金85万6000円は、一般職員1名分を計上しております。27節 公課費 816万円。主に消費税納付金815万3000円は、平成29年度の間納付234万5000円と、精算納付分152万7000円と、平成30年度の間納付428万1000円を計上しております。128ページに移ります。2款 施設費 1項 施設費 1目 維持費 6340万7000円。水道施設等に係る維持管理的経費でございます。11節 需用費 2949万8000円。消耗品178万8000円は、各水道施設の滅菌用塩素ほか水処理用薬品代。光熱水費2464万8000円及び修繕料300万円は、水道施設に係る電気料及び修繕費を計上しております。12節 役務費 342万5000円。通信運搬費195万6000円は、電話料及び専用回線使用料29回線分です。施設維持手数料146万9000円は、施設維持のための太陽浄水場、芽呂浄水場のろ過砂かき取り及び目詰り防止シートの清掃等を計上しております。13節 委託料 1635万4000円。新冠節婦地区管路図面作成業務委託料は、水道管路台帳システム構築及び保守業務委託に係る委託料。新冠簡易水道配水管漏水調査委託料は、漏水調査延長16キロ及び路面音調調査等に係る委託料。本年度は、新冠市街地及び朝日、緑丘を予定しております。施設維持管理業務委託料は、中央監視装置保守点検業務委託料、簡易水道計装機器点検業務委託料、共栄浄水場膜ろ過装置洗浄業務委託料に係る経常的な委託料です。水質検査業務委託料は、各浄水場の浄水、原水の水質検査に係る委託料。電気設備保安等業務委託料は、新冠浄水場外12施設分の非常用発電機の保安及び整備によるオイル交換、バッテリー交換等に係る委託料。消防設備等保守点検委託料は、新冠浄水場外13施設分の消火器33本及び誘導灯34本の機能点検及び総合点検に係る委託料。15節 工事請負費 872万7000円。メーター器交換取付工事は、検定有効期間満了に伴うメーター器の取換工事を行うものです。消火栓更新工事は、消火栓の老朽化が著しく交換部品も製造していないため、消火栓を毎年2基ずつ更新を行うものです。水道施設ポンプ分解整備工事は、共栄浄水場取水ポンプ2基と新冠浄水場次亜タンク撤去更新に係る工事を行うものです。16節 原材料費 514万1000円。メーター器交換材料代434万3000円は、計量法に基づき8年ごとに交換するもので、本年度交換分は262個分を計上しております。施設維持管理用材料代79万8000円は、止水栓部品修理用メ

ーター器10個、計装機器部品配水管修理等の材料代を計上しております。2目 受託工事費 22万2000円。16節 原材料費 22万2000円。給水施設工事原材料は、一般新築住宅用のメーター器13ミリ、15個分を計上しております。129ページに移ります。3款 公債費 1項 公債費 1目 元金。23節 償還金利子及び割引料 1億736万6000円。長期債償還元金は、水道施設整備事業に係る長期債償還元金を計上しております。2目 利子。23節 償還金利子及び割引料 2026万8000円。長期債償還利子は、水道施設整備事業に係る長期債償還利子を計上しております。4款 予備費 1項 予備費 1目 予備費 10万円を計上しております。続きまして、歳入について説明いたしますので、124ページをお開き願います。2 歳入 1款 使用料及び手数料 1項 使用料 1目 水道使用料 1億5036万7000円。収納率99.8%で現年分1億5031万円、滞納繰越分として5万7000円を見込んでおります。2項 手数料 1目 水道手数料 15万2000円。主に、設計審査工事検査手数料15万円は、新築住宅等による給水工事に係る設計検査手数料として、15件分を見込んでおります。2款 繰入金 1項 一般会計繰入金 1目 一般会計繰入金 6902万3000円。一般会計からの繰入金を計上しております。125ページに移ります。3款 繰越金 1項 繰越金 1目 繰越金 1万円。前年度繰越金を計上しております。4款 諸収入 1項 受託事業収入 1目 受託事業収入 22万1000円。給水装置工事事業収入は、一般新築住宅用のメーター器13ミリ、15個分の売払い収入分を見込んでおります。2項 雑入 1目 雑入 99万円。消火栓管理等負担金は、消火栓の使用に伴う例年同様の66基の消火栓管理費分を計上しております。以上が、議案第16号 平成30年度新冠町簡易水道事業特別会計予算の提案理由でございます。ご審議を賜り、原案どおりご決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。続きまして、議案第17号の提案理由の説明をいたしますので、137ページをお開き願います。議案第17号 平成30年度新冠町下水道事業特別会計予算について、提案理由の説明を申し上げます。平成30年度新冠町下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによるものです。歳入歳出予算 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億3138万6000円に定めようとするものでございます。第2項 歳入歳出予算の款、項の区分及び当該区分の金額は、第1表、歳入歳出予算によるものです。地方債 第2条 地方自治法第230条第1項の規定により、起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第2表、地方債によるものでございます。後ほどご説明いたします。一時借入金 第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は500万円と定めるものです。地方債 第2条 地方債について説明いたしますので、140ページをお開き願います。第2表 地方債 本年度地方債の借入を起こすものは下水道施設整備事業で、内容としましては東町マンホールポンプ所機械・電気設備更新工事、新冠ポンプ場自動スクリーン更新工事、新冠ポンプ場耐震補強及び外部改修工事を実施するためのものでございます。2870万円を限度として借入を起こすものです。起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりになっており

ます。次に、事項別明細書の歳出から説明いたしますので、145ページをお開き願います。なお、お手元の配布資料として予算説明資料、委託料一覧表及び工事請負費一覧表は後ほどご覧いただくことでよろしく願いいたします。3 歳出 1款 下水道費 1項 下水道費 1目 一般管理費 1291万2000円。職員の人件費及び通常に係る事務的経費等でございます。以下、節に関しましては、主なものについて説明させていただきます。

11節 需用費 55万2000円。主に印刷製本費22万5000円は、予算製本費、決算書製本費に係る費用を計上しております。燃料費16万7000円は、公用車の燃料費に係る費用を計上しております。修繕料10万円は、公用車の整備料に係る費用を計上しております。

12節 役務費 25万3000円。手数料18万8000円は、主に口座振替手数料を計上しております。保険料6万5000円は、自動車自賠責、建物火災等の保険料を計上しております。

13節 委託料 30万3000円。電算システム機器保守委託料は、料金システムの機器保守でシステム機器保守、稼働維持支援に係る機器、検針機、光通信ユニット、プリンター等が対象の委託料を計上しております。

18節 備品購入費 44万3000円。上下水道料金システム購入費は、平成28年度導入の上下水道料金システム購入費用の平成30年度償還分を計上しております。

146ページに移ります。

19節 負担金補助及び交付金 94万4000円。主に職員退職手当組合負担金85万3000円は、一般職員1名分を計上しております。

27節 公課費 104万7000円。主に消費税納付金100万9000円は、平成29年度の清算納付分49万6000円と平成30年度の間納付分51万3000円を計上しております。

2目 施設管理費 5026万3000円。ポンプ場管渠マンホールポンプ等に係る維持管理的経費でございます。

11節 需用費 649万円。消耗品費22万2000円は、公共汚水柵内蓋30個分の購入分、新冠ポンプ場及びマンホールポンプ所の管理用消耗品の費用を計上しております。光熱水費526万8000円は、新冠ポンプ場及びマンホールポンプ所の施設電気料を計上しております。修繕料100万円は、緊急時の管渠等の補修及び清掃等の修繕、マンホールポンプのポンプ分解整備時の修繕料を計上しております。

12節 役務費 66万3000円。通信運搬費63万6000円は、電話回線料、専用回線、一般回線、マンホールポンプ警報装置の全21回線分でございます。保険料2万7000円は建物共済分担金で、新冠ポンプ場、同施設収容品、機械電気設備などでございます。

13節 委託料 1172万円。管路施設維持管理業務委託料は、布設及び清掃後5年以上経過した管渠を対象に点検調査と清掃業務の委託料。ポンプ場管理業務委託料は、新冠ポンプ場における週2回の点検、内1回は清掃を含み、し査は随時搬出するものであります。マンホールポンプ場18箇所は、週1回の点検、清掃、オイル交換は年1回の交換に係る委託料。消防設備等保守点検委託料は、新冠ポンプ場消火器及び誘導灯の点検で消火器3本、誘導灯4本の機能点検及び総合点検に係る委託料。

14節 使用料及び賃借料 15万2000円。警報システム使用料13万円は、ポンプ場及びマンホールポンプ所11箇所分の警報伝送用システムの使用料。

15節 工事請負費 608万1000円。汚水ポンプ分解整備工事は、平成

17年度より年次計画にて実施しており、分解整備工事を行うものです。本年度は節婦ナンバー1マンホール2基、節婦ナンバー2マンホール2基を予定しております。19節 負担金補助及び交付金 2515万7000円。下水道事業維持管理費負担金は、施設の使用に関する協定書第5条に基づく新ひだか町静内終末処理場に係る維持管理負担金でございます。147ページに移ります。3目 下水道建設費 8980万9000円。13節 委託料 423万4000円。調査設計委託料は、新冠町下水道ストックマネジメント基本計画策定の2年目の業務の委託料です。15節 工事請負費 6786万8000円。汚水幹線工事としましては東町マンホールポンプ所機械・電気設備更新工事で、汚水ポンプ2基、制御盤等の更新です。新冠ポンプ場自動スクリーン更新工事で、汚水流入口の遺物等の除去装置の改築。新冠ポンプ場耐震補強及び外部改修工事で、平成25年度に耐震診断を行い、下水道施設としての耐震性能がNGであったために建築物の補強工事を行うものであります。併せて建設より20年経過しているため、外部周りの劣化も生じていることから外部の改修工事を行うものであります。汚水枝線工事としまして、公共汚水柵設置工事で1箇所分を計上しております。19節 負担金補助及び交付金 1770万7000円。下水道事業建設費負担金は、施設の使用に関する協定書第5条に基づく新ひだか町静内終末処理場、木場町ポンプ場汚水流末幹線等の過年度建設費の起債、元利、償還額に対しての負担率に基づき支払うものでございます。2款 公債費 1項 公債費 1目 元金。23節 償還金利子及び割引料 6378万1000円。長期債償還元金は、下水道施設整備事業に係る長期債償還元金を計上しております。2目 利子。23節 償還金利子及び割引料 1452万1000円。長期債償還利子は、下水道施設整備事業に係る長期債償還利子を計上しております。3款 予備費 1項 予備費 1目 予備費 10万円を計上しております。続きまして、歳入について説明申し上げますので、143ページをお開き願います。2 歳入 1款 使用料及び手数料 1項 使用料 1目 下水道使用料 4600万円。1節 下水道使用料 4275万2000円。収納率99.8%で現年分4272万5000円、滞納繰越分として2万7000円を見込んでございます。2節 施設使用料 324万8000円。収納率99.8%で現年分324万7000円、滞納繰越分として1000円を見込んでございます。2項 手数料 1目 下水道手数料 1万3000円。確認検査手数料1万円は、4件分を見込んでおります。排水設備工事責任技術者登録手数料3000円は、4名分の登録を見込んでおります。2款 国庫支出金 1項 国庫補助金 1目 下水道費国庫補助金 3590万円。社会資本整備総合交付金は、新冠町下水道ストックマネジメント基本計画策定業務、東町マンホールポンプ所機械・電気設備更新工事、新冠ポンプ場自動スクリーン更新工事、新冠ポンプ場耐震補強及び外部改修工事に対する補助金で、国費率は50%でございます。144ページに移ります。3款 繰入金 1項 一般会計繰入金 1目 一般会計繰入金 1億2076万3000円。一般会計からの繰入金を計上しております。4款 繰越金 1項 繰越金 1目 繰越金 1万円。前年度繰越金を計上しております。5款 町債 1項 町債 1目 下水道債 2870万円。下水道施設整備事業債は、140ページ第2表 地

方債で説明いたしましたので省略させていただきます。以上が、議案第17号 平成30年度新冠町下水道事業特別会計予算の提案理由でございます。ご審議を賜り、原案どおりご決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（芳住革二君） 提案理由の説明が終わりました。

◎日程第6 議案第18号 平成30年度新冠町国民健康保険特別会計事業勘定予算

日程第7 議案第19号 平成30年度新冠町後期高齢者医療特別会計予算

○議長（芳住革二君） 日程第6 議案第18号 平成30年度新冠町国民健康保険特別会計事業勘定予算 日程第7 議案第19号 平成30年度新冠町後期高齢者医療特別会計予算 以上2件を一括議題といたします。提案理由の説明を求めます。鷹觜保健福祉課長。

○保健福祉課長（鷹觜寧君） 議案第18号 平成30年度新冠町国民健康保険特別会計事業勘定予算について、提案理由を説明いたします。平成30年度新冠町国民健康保険特別会計事業勘定の予算を次のとおり定めようとするものです。歳入歳出予算 第1条 歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ7億8262万3000円と定めるものです。第2項 歳入歳出予算の款、項の区分及び当該区分ごとの金額は第1表 歳入歳出予算によるものとします。一時借入金 第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は500万円と定めるものです。歳出予算の流用 第3条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は次のとおり定めます。1 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項款の流用とします。この度の当初予算におきましては、国保制度改革により北海道とともに国保運営を担うこととなりましたことから、予算科目の新設、廃止を行っております。それでは事項別明細書の歳出から説明いたしますので、167ページをお開きください。1款 総務費 1項 総務管理費 1目 一般管理費 164万3000円の計上は、町国保会計におきます事務費の予算であります。前年比較925万7000円減少の主な原因は、平成30年度からの国保都道県化に伴う共通のシステム導入予算を前年度計上していたものでございます。2目 連合会負担金 395万円は、国保連合会の運営に係る構成保険者の負担金であります。こちらも前年比較81万1000円の減少は、1目と同様にシステム導入に係る負担を前年度計上していたものです。2項 1目 運営協議会費 25万3000円の計上は、町国保運営協議会に係る経費で、30年度は2回の開催予定しております。1節 報酬 16万2000円は、国保運営委員9名の内、診療所所長を除く8名分の報酬であります。次ページをお開き下さい。3項 1目 趣旨普及費 16万8000円は、被保険者に国民健康保険制度の内容等について、普及啓蒙を図るためのパンフレット等の消耗品に係る経費であります。2款 保険給付費 でございますが、平成30年度から保険給付については北海道からの交付

金により賄われることとなりますので歳入予算において同額を計上しております。1項 療養諸費 1目 一般被保険者療養給付費 4億930万6000円につきましては、0歳から74歳までの被保険者の年間平均数を1663名とし、1人あたり医療費は24万6125円で過去5年平均により算出しております。2目 退職被保険者等療養給付費 110万5000円は、退職医療制度廃止により平成26年度より新規適用はしておりませんので、現在の被保険者数から4名とし、平成29年度1人あたり医療費実績見込み額の27万6000円を乗じて積算しております。3目 一般被保険者療養費 488万8000円及び 4目 退職被保険者等療養費 2万円は、柔道整復施術料や補装具の給付に係るもので、過去5年間の平均により算出しております。5目 審査支払手数料 126万7000円は、レセプト審査及び支払事務手数料に係る費用について計上しております。次のページをご覧ください。2項 高額療養費 1目 一般被保険者高額療養費 5598万6000円は、過去5年間の平均により算出しております。2目 退職被保険者等高額療養費 40万6000円は、平成29年度決算見込み額から算出しております。3目 一般被保険者高額介護合算療養費 20万円及び 4目 退職被保険者等高額介護合算療養費 10万円。医療と介護費用の1年間の自己負担額を合算し、限度額を超えた場合に支給されるもので前年度と同額を予算計上しております。3項 移送費 1目 一般被保険者移送費 1000円及び 2目 退職被保険者等移送費 1000円はいずれも、科目存置の計上でございます。次ページをお開き下さい。4項 出産育児諸費 1目 出産育児一時金 420万円。平成26年から28年度の3年間平均の10件分を計上しております。2目 支払手数料 3000円。12節 役務費 の出産一時支払い手数料ですが、出産育児一時金の交付申請は医療機関が本人に代わり国保連合会に請求できますが、その際に発生します取扱手数料分を計上しているものです。5項 葬祭諸費 1目 葬祭費 30万円ですが、出産育児一時金と同じ過去3年間平均10件分計上してございます。また、葬祭費は北海道の運営方針に基づき1万円から3万円に引き上げしております。3款 国民健康保険事業費納付金 については、北海道が算定した目的別の納付金となります。1項 医療費給付費分として 1目 一般被保険者医療給付費分 1億8821万8000円。2目 退職被保険者等医療給付費分 51万7000円を計上いたします。次ページをご覧ください。2項 後期高齢者支援金等分として 1目 一般被保険者後期高齢者支援金等分 5835万8000円及び 2目 退職被保険者後期高齢者支援金等分 19万円を計上いたします。3項 介護納付金分として 1目 介護納付金分 2543万2000円を計上いたします。次のページをお開き下さい。4款 共同事業拠出金 1項 共同事業拠出金 1目 その他共同事業拠出金 1000円につきましては、平成29年度で共同事業は終了しておりますが、精算事務等に備えて科目存置するよう北海道より指導を受けておりますことから計上するものです。5款 1項 1目 財政安定化基金拠出金 1000円につきましても、科目設置する旨北海道より指導を受けているものです。次ページをご覧ください。6款 保健事業費 1項 特定健康診査等事業費 1目 特定健康診査等事業費 280万1000円は、特定健診対象の40歳以上75歳未満の被

保険者1193名のうち受診率を36%見込み、429名分の健診経費に係る予算を計上しております。なお、自己負担金として64歳までは1000円、65歳以上650円いただいておりますが本年度から無料としてございます。2項 保健事業費 1目 保健衛生普及費 307万4000円は、レセプト点検及び医療費通知に关します経費について計上しております。次ページをお開き下さい。7款 公債費 1項 公債費 1目 利子 1000円は、科目存置であります。8款 諸支出金 1項 償還金及び還付加算金 1目 一般被保険者保険税還付金 50万円及び 2目 退職被保険者等保険税還付金 5万円並びに 3目 償還金 3000円。いずれも前年同額の予算としております。次ページをご覧ください。2項 延滞金 1目 延滞金 1000円 及び 3項 診療報酬支払基金委託金 1目 利子 1000円は、いずれも科目存置の予算計上であります。4項 繰出金 1目 直営診療施設勘定繰出金 1467万8000円は、道より特別調整交付金として、へき地診療所運営分として交付されますが、国保会計を経由して国保診療所会計に繰り出すものでございます。次ページをお開き下さい。9款 1項 1目 予備費 500万円は、前年度同額を予算計上してございます。これから以降の記載につきましては、国保制度改革により廃款となっているものでございます。続きまして、歳入のご説明をいたしますので161ページにお戻り下さい。1款 国民健康保険税 1項 国民健康保険税 1目 一般被保険者国民健康保険税 2億2363万9000円及び 2目 退職被保険者等国民健康保険税 47万6000円については、医療費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分につき一般と退職者分で現年度と滞納繰越に分けて、それぞれ節ごとに計上しておりますが、保険税現年分は収納率を96%見込み、滞納繰越分は収納率15%にて予算計上しております。次ページをお開き下さい。2款 使用料及び手数料 1項 手数料 1目 督促手数料 10万円は、前年度と同額を計上しております。3款 国庫支出金 1項 国庫負担金 1目 療養給付費等負担金 1000円は、過年度精算分として科目存置です。国庫補助金については廃項です。次ページをご覧ください。4款 1項 1目 療養給付費等交付金 1000円は、過年度精算分として科目存置します。5款 前期高齢者交付金 1項 前期高齢者交付金 1目 前期高齢者交付金 1000円は、過年度分として科目存置でございます。6款 道支出金 1項 道負担金 1目 保険給付費等交付金 5億904万1000円。1節 保険給付費等普通交付金 4億7778万3000円は、歳出で計上いたしました保険給付費について全額交付されるものです。2節 保険給付費等特別交付金 3125万8000円は、保険者努力支援分222万2000円、特別調整交付金1744万9000円、都道府県2号繰入金1027万3000円は、北海度の算定に基づく計上です。特定健康診査等負担金については、健診費用のうち道が負担するルール分を計上してございます。次ページをお開き下さい。2項 1目 財政安定化基金交付金 1000円は、北海道の指導により科目設置するものです。道補助金は廃項です。7款 繰入金 1項 他会計繰入金 1目 一般会計繰入金 4422万5000円。1節 保険基盤安定繰入金 は保険税軽減額分に関します一般会計からの繰入金4142万3000円はルール分の繰入です。内訳でございますが、低所得者の被保険

者数に応じ算定した保険者へ対する支援金分として1607万4000円、7割・5割・2割軽減額に対する繰入れ分が2534万9000円です。2節 その他一般会計繰入金のうち出産育児一時金繰入金280万円は、歳出で計上いたしました10件分の出産育児一時金420万円の3分の2について、ルール分として一般会計から繰り入れるものがあります。次ページをご覧ください。2項 基金繰入金 北海道からの指導により科目を設置するものでございます。8款 繰越金 1項 繰越金 1目 繰越金 500万円は、前年度と同額での予算計上であります。9款 諸収入 1項 延滞金加算金及び過料 1目 一般被保険者延滞金 1000円 及び 2目 退職被保険者等延滞金 1000円ですが、科目存置の計上であります。次のページをお開き下さい。2項 雑入 の 1目 から 5目 までは、いずれも科目存置及び前年同額の計上でございます。6目 の 雑入 1万1000円のうち、超高額医療費共同事業交付金1000円は、北海道の指導により計上してございます。続きまして、議案第19号の説明をいたしますので、178ページをお開き下さい。議案第19号 平成30年度新冠町後期高齢者医療特別会計予算について、提案理由を説明いたします。平成30年度新冠町後期高齢者医療特別会計の予算を次のとおり定めようとするものです。歳入歳出予算 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7469万5000円と定めるものです。第2項 歳入歳出予算の款、項の区分及び当該区分ごとの金額は第1表 歳入歳出予算 によるものとします。一時借入金 第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入額の最高額は500万円と定めます。それでは、事項別明細書の歳出から説明いたしますので、185ページをお開き下さい。1款 総務費 1項 総務管理費 1目 一般管理費 55万5000円。主に町の窓口業務や保険料徴収にかかります事務費について計上してございます。2款 1項 1目 後期高齢者医療広域連合納付金 7394万円。19節 負担金補助及び交付金 でありましたが、広域連合通知により計上しております。事務費負担金396万円、保険料負担金4829万6000円、保険基盤安定分負担金2168万4000円です。3款 諸支出金 1項 償還金及び還付加算金 1目 保険料還付金 10万円。前年度同額で予算計上しております。次のページをお開き下さい。4款 1項 1目 予備費 10万円は、前年度と同額の計上でございます。続きまして 歳入についてご説明いたしますので、183ページへお戻り下さい。1款 1項 後期高齢者医療保険料 1目 特別徴収保険料 3139万2000円及び 2目 普通徴収保険料 1690万4000円ですが、広域連合から通知のあった保険料額は4829万6000円で、このうち65%を特別徴収分と見込み、残りの35%を普通徴収分とし、収納率は100%を見込み計上しております。また、滞納繰越分は科目存置として計上しております。2款 使用料および手数料 1項 手数料 1目 督促手数料 1000円は科目存置であります。3款 繰入金 1項 一般会計繰入金 1目 事務費繰入金 461万1000円は、広域連合に納付する事務費負担金396万円、その他事務費の65万1000円で一般会計から繰り入れるものです。2目 保険基盤安定繰入金 2168万4000円は、広域連合から示された保険料軽減分について一般会計から繰り入れるもので

す。次ページをお開き下さい。4款 1項 1目 繰越金 1000円及び 5款 諸収入 1項 延滞金加算金及び過料 1目 延滞金 1000円は、いずれも科目存置の計上であります。5款 2項 償還金及び還付加算金 1目 保険料還付金 10万円は、歳出で予算計上しております。還付金 10万円は、広域連合が負担するため同額を計上しております。3項 1目 雑入 1000円は科目存置であります。以上が、議案第18号と第19号の提案の理由でございます。ご審議を賜り、提案どおりご決定下さいますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（芳住革二君） 提案理由の説明が終わりました。

◎日程第8 議案第20号 平成30年度新冠町介護サービス特別会計事業勘定予算

○議長（芳住革二君） 日程第8 議案第20号 平成30年度新冠町介護サービス特別会計事業勘定予算を議題といたします。提案理由の説明を求めます。山谷老人ホーム所長。

○老人ホーム所長（山谷貴君） 187ページをお開きください。議案第20号 平成30年度新冠町介護サービス特別会計事業勘定予算の提案理由について、ご説明申し上げます。平成30年度新冠町介護サービス特別会計事業勘定の予算を、次のとおり定めようとするものでございます。歳入歳出予算 第1条 歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ3億3501万円と定めようとするものでございます。第2項 歳入歳出予算の款、項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表 歳入歳出予算によるものです。一時借入金 第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、500万円と定めようとするものです。事項別明細書の歳出からご説明申し上げますので、195ページをお開きください。3 歳出 1款 総務費 1項 一般管理費 1目 施設介護サービス事業費 2億9710万3000円は、特別養護老人ホームの運営に係る経費でございます。以下、節に関しまして主なものをご説明申し上げます。2節 給料 8284万円。3節 職員手当等 4812万8000円は、一般職員25名に係る人件費で、7節 賃金 2486万7000円は、臨時介護員等6名と代替介護員4名に係る賃金でございます。11節 需用費 5465万4000円は、施設の運営管理及び入所者70名に係る経費となっております。196ページをお開きください。12節 役務費 227万円のうち、手数料168万1000円は、年1回実施しております施設内のカーテンクリーニング料、年6回実施する給食を調理している厨房の排水管の清掃手数料、一般浴槽の循環回路高圧洗浄手数料他7件に係る手数料及び検査料となっております。13節 委託料 3433万円は、施設運営管理委託として4件、事務・事業委託として5件、保守・点検委託として10件、計19件の業務委託に係る経費で、前年と同じ項目となっております。詳細につきましては、別冊の委託料一覧をご参照ください。197ページに移ります。14節 使用料及び賃借料 344万3000円で、項目及びそれぞれの金額につきましては前年と同じとなっております。18節 備品購入費 69万7000円は、施設管理用備品として介護

用品や生活用機器を購入するもので、エアーマット、センサーマット、家庭用洗濯機等の購入を予定しております。198ページをお開きください。2目 短期入所生活介護事業費 2160万6000円は、ショートステイの運営管理に係る経費となっております。2節 給料 367万5000円、3節 職員手当等 176万1000円は、職員1名分の人件費で、7節 賃金 579万3000円は、臨時介護員2名と代替介護員1名に係る経費となっております。13節 委託料 310万7000円は、記載しております業務委託4件に係る経費となっております。詳細は、別冊の委託料一覧をご参照ください。199ページに移ります。3目 通所介護事業費 977万円で、13節 委託料 961万9000円は、デイサービスセンターの運営経費を指定管理料として計上しているものでございます。2款 公債費 1項 公債費 1目 元金 586万円は、23節 償還金利子及び割引料 で、恵寿荘の本体棟、増床棟に係る長期債償還元金で、2目 利子 57万1000円は、同じく23節 償還金利子及び割引料 で、長期債償還利子となっております。3款 予備費 1項 1目 とともに 予備費 といたしまして、前年同額の10万円を計上しております。続きまして、歳入について説明いたしますので、192ページをお開きください。2 歳入 1款 サービス収入 1項 介護給付費収入 1目 施設介護サービス費収入 1節 施設介護サービス費収入 1億7050万1000円は、恵寿荘入所者70名に係る法定費用の介護報酬9割分の収入となっております。稼働率は前年度と同じく95%を見込んでおります。2目 居宅介護サービス費収入 1125万1000円は、1節 短期入所生活介護費収入 で、ショートステイ利用者のうち、要介護の利用者に係る法定費用の介護報酬9割分の収入といたしまして、779万4000円、要支援の利用者が対象となる介護予防の収入として61万円、障害者短期入所利用者サービス費の収入として284万7000円で、ショートステイの利用者数は前年度と同じく1日平均4.5人で見込んでおり、障害者短期入所利用者につきましては、1日あたり1人の利用を見込んでおります。続きまして、2項 自己負担金収入 1目 自己負担金収入 4305万7000円は、1節 自己負担金収入 で、特養、ショートステイ及び障害者短期入所の入所者・利用者に係る介護報酬、予防給付の自己負担1割分と食費、居住費の自己負担分となっております。193ページをお開きください。3項 特定介護サービス費収入 1目 施設特定介護サービス費収入 3329万2000円は、1節 施設特定入所者介護サービス費収入で、特養入所者の食費・居住費で、収入階層ごとの個人負担限度額と国の基準費用額との差額が補足給付されるものでございます。2目 居宅特定介護サービス費収入 99万5000円は、1節 短期特定入所者介護サービス費収入で、ショートステイ利用者の食費・居住費に対し、特養同様差額が補足給付されるものです。続きまして、2款 繰入金 1項 1目 とともに 一般会計繰入金 6975万円は、特養、ショートステイ、デイサービスセンターの3施設に係る一般会計からの繰入金でございます。続きまして、3款 繰越金 1項 1目 とともに 繰越金 前年度繰越金といたしまして、150万円を計上しております。194ページに移ります。4款 諸収入 1項 1目 とともに 雑入 で、466万4000円は、主なものといたしまして、施設入所

者日常生活費負担金169万5000円、入所者貴重品管理費負担金84万円、デイサービスセンター光熱水費立替え分197万3000円などの収入となっております。以上が、議案第20号の提案理由の説明でございます。ご審議を賜り、提案どおりご決定くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（芳住革二君） 提案理由の説明が終わりました。

◎日程第9 議案第21号 平成30年度新冠町立国民健康保険診療所事業特別会計予算

○議長（芳住革二君） 日程第9 議案第21号 平成30年度新冠町立国民健康保険診療所事業特別会計予算 を議題といたします。提案理由の説明を求めます。杉山診療所事務長。

○診療所事務長（杉山結城君） 208ページをお開きください。議案第21号 平成30年度新冠町立国民健康保険診療所事業特別会計予算について、提案理由を申し上げます。平成30年度新冠町立国民健康保険診療所事業特別会計の予算を 次のように定めようとするものです。第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億8226万1000円に定めようとするものであります。第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表 歳入歳出予算によるものとします。第2条 債務負担行為及び第3条 地方債について、別表により説明がありますので、はじめに211ページをお開き下さい。第2表 債務負担行為 多機能小型自動分析装置借上料であります。この機器の使用の一例を挙げますと、外来患者さんに多くおります糖尿病を患っている患者さんの診断前検査として血液検査がございます。その結果を迅速化することにより、患者さんの待ち時間の短縮を図り、さらに医師の診察の効率化を上げる効果とともにそれらを行うことにより診療報酬上の点数が加算請求できることから、増収対策の一環とも考えております。期間は、平成30年度から平成34年度までの5年間。限度額は、551万円であります。次に、212ページ第3表 地方債の説明をいたします。第3表 地方債 起債の目的 診療所設備整備事業であります。医療機器購入費として購入後10年以上を経過しております内視鏡システム一式を更新するものです。限度額1780万円、起債の方法、利率、償還の方法、償還期間及びその他につきましては記述のとおりであります。208ページへお戻り下さい。第4条 一時借入金 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入の最高額は、1000万円と定めるものであります。次に、事項別明細書の歳出から説明いたしますので、218ページをお開き下さい。はじめに、本予算提案につきましては、病床再開に伴う関連予算は盛り込まれておりません。関連予算につきましては、6月予定の第2回定例会で提案させていただく予定になっておりますので、あらかじめご報告させていただきます。説明は主なものについて説明させていただきます。1款 総務費 1項 施設管理費 1目 一般管理費 7847万1000円、2節 給料 811万7000円、3節 職員手当等 523万9000円、4節 共済費 276万4000

円は、いずれも事務職員2名分の人件費です。8節 報償費 5万円は、看護師等医療スタッフの資質向上のために実施する外部講師を招いての研修会に係る講師謝礼若しくは、連携医療機関と協賛し、医療講演会を現在検討しておりますので、どちらかの支出を予定しております。11節 需用費 1457万1000円は、診療所施設管理及び運営管理経費であります。主なものといたしまして、印刷製本費114万3000円は、カルテ用紙、処方箋等の印刷代です。燃料費410万9000円は、施設の給湯、暖房用A重油の燃料代などです。修繕料310万円は、診療所施設、医師住宅、医療機器、医療設備などにかかる修繕料でございます。12節 役務費 203万1000円。主なものといたしまして、通信費99万6000円は電話料、各種郵送物の送料などです。219ページに入ります。13節 委託料 726万円は、施設警備業務委託、施設清掃業務委託など施設維持管理のための業務委託全14件であります。詳細につきましては、別冊の委託料一覧表をご参照願います。14節 使用料及び賃借料 200万1000円。主なものといたしまして、土地借上料126万8000円は診療所及び医師住宅敷地の土地借上料であります。15節 工事請負費 126万4000円。診療所正面駐車場の簡易舗装工事を実施いたします。グレーチングの破損や路面の凹凸が年々悪化し、患者移送バスに大きな揺れを発生させていることや、患者さんなどの車両において破損させる危険が高まったこと、また、院外調剤薬局への徒歩において、大変不便さが感じられるとの苦情もあり、さらに路面の凹凸の関係から冬季間に氷ができやすくなっていることもあり転倒される患者さんもおります。よって、簡易的な補修工事を実施するものです。18節 備品購入費 100万円。診療所内の備品や機械類が破損・故障し、修理不能な場合に対応するものであります。220ページに入ります。19節 負担金補助及び交付金 3324万4000円。主なものといたしまして、一番下段にあります医療連携負担金は前年度当初予算対比888万円増加の3128万円となっております。新ひだか町との医療連携協定に基づく負担金で、町立静内病院及び三石国保病院の入院病床を両町で共同運営する考え方のもと、両病院の入院に係る赤字分を町民の利用比率に応じて負担するもので、平成28年度の実績見込みを勘案しながら概算で予算計上しており、現時点で町立静内病院での新冠町民の利用率を16.6%、三石国保病院を6.9%と見込んで積算しております。27節 公課費 46万4000円。主に消費税及び地方消費税の納付分です。221ページをお開き下さい。2款 1項 1目 とともに 医業費 1億7822万3000円。1節 報酬 560万円。定期診療応援医師報酬510万円は、整形外科医師による毎週1回金曜日午前中の定期診療に対する医師の報酬であります。2節 給料 4870万9000円、3節 職員手当等 4321万6000円については、医師、看護師、理学療法士、臨床検査技師等、正職員計9名分の人件費であります。7節 賃金 1179万9000円。放射線技師、外来看護師、外来看護助手の臨時職員4名分であります。11節 需用費 1216万4000円。主なものといたしまして、注射器などの医薬材料費1166万4000円は、前年度と同額の予算計上としております。13節 委託料 2448万円。221ページから222ページ

にかけて予算提案しておりますが、診療報酬請求及び窓口受付に係る医事業務委託料、臨床検査業務委託料のほか、医療設備維持管理等のための委託全19件であります。昨年度より2件増加しており、222ページの委託料の一番上にあります総合健診システムカスタマイズ委託料につきましては、法の改正に伴う特定健診システムの改修の業務委託料であります。222ページの委託料の上から2行目にございます電子式診断用スパイロメータ保守業務委託料については、肺機能検査をするための簡易測定機器であり、医療備品を安定使用するために年1回の定期点検を実施するための業務委託です。その他の詳細につきましては、別冊の委託料一覧表をご参照願ください。222ページに入ります。14節 使用料及び賃借料 110万2000円。多機能小型自動分析装置を借上料する予算提案であります。この借上については債務負担金行為の説明時においてご説明したとおりであります。19節 負担金補助及び交付金 1514万3000円。一番下の欄の医師出向負担金558万円は、月に半日診療を4日間お願いしております北海道循環器病院による循環器診療及び毎週水曜日の終日診療をお願いしております苫小牧東病院からの出向医師に係る診療負担金であります。2目 施設費 2022万6000円。11節 需用費 100万円。医療機器等が突発的に故障し、修理不能なケースに対応するため修繕料の予算計上をしているものです。18節 備品購入費 1922万6000円。内視鏡システム一式及び関連する洗浄機を整備します。今後、力を入れる分野の一つとして内視鏡による検査と考え、上部・下部の内視鏡電子スコープ等を全面更新するものであります。その他にレントゲン室にあります画像処理ユニット、これは一般撮影した画像を処理するシステムであります。故障の危険が非常に高くなったことや部品交換保証期間がすでに過ぎていることもあり、診療に影響を与えないように計画更新をするものであります。223ページをお開き下さい。3款 1項 とともに 公債費 1目 償還金元金 486万1000円。2目 償還金利子 18万円。過去において医療機器の整備をした際、借入した過疎債等合わせて6本の町債元金及び利子償還金であります。4款 1項 1目 いずれも 予備費 30万円は、前年度と同額を計上しております。次に、歳入の説明をいたしますので、215ページをお開き下さい。1款 1項 とともに 診療収入 1目 診療等収入 7793万円。平成30年度においては、一日平均外来患者数を60名と見込み、診療日数243日、診療単価につきましては、平成29年度決算見込みの1日平均診療単価5345円として積算しております。2目 健診等収入 1040万8000円。平成29年度の予防接種、健診等の決算見込みを基に積算しております。2款 診療外収入 1項 使用料及び手数料 1目 手数料 50万1000円。診断書や証明書発行収入及び介護保険等主治医意見書作成料の収入であります。2項 医師施設外管理収入 1目 委託料収入 442万円。恵寿荘入所者の定期健診等健康管理のための医師派遣収入であります。続きまして、216ページをお開き下さい。3款 道支出金 1項 1目 とともに 道補助金 2221万円。診療所医療技術職員の人件費を対象とする電源立地地域対策交付金収入を診療所事業特別会計において予算計上するものであります。4款 財産収入 1項 財産運用収入 1目 財産貸付収入 17万70

00円。昨年度に引き続き、医師住宅1棟を貸し付けるものです。5款 繰入金 1項 他会計繰入金 1目 一般会計繰入金 1億3315万8000円。診療所事業にかかる収支不足分を一般会計から繰入するものであります。2目 国保会計繰入金 1467万8000円。国民健康保険事業特別会計からの繰入金で、へき地診療所運営に対する特別調整交付金として交付されるものです。6款 1項 1目 いずれも 繰越金 100万円。平成29年度からの繰越金予定額であります。217ページに入ります。7款 諸収入 1項 1目ともに 雑入 19万9000円。主なものといたしまして、臨時職員に係る雇用保険個人負担分及び診療所内に設置している清涼飲料水の自動販売機の設置料であります。8款 1項 ともに 町債 1目 施設設備整備債 1780万円。過疎対策事業債の中の医療機器整備事業といたしまして、内視鏡システム一式を整備するものであります。以上が、議案第21号の提案理由でございます。ご審議を賜り、提案どおりご決定下さいますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（芳住革二君） 提案理由の説明が終わりました。

◎日程第10 会議案第1号 特別委員会の設置について

○議長（芳住革二君） 日程第10 会議案第1号 特別委員会の設置について を議題といたします。ただ今、提案理由の説明がありました、議案第15号から第21号までの7件については、新冠町議会委員会条例第5条第1項及び第2項の規定により、議会としてこれを慎重審議するため、議員全員で構成する平成30年度新冠町一般会計等予算審査特別委員会を設置し、議案第15号から第21号までを付託のうえ、審査することにいたしましたと思いますが、これにご異議ございませんか。（なしの声あり）異議なしと認めます。よって、議案第15号から第21号までの7件は、ただいま設置されました平成30年度新冠町一般会計等予算審査特別委員会に付託のうえ、審査することに決定いたしました。なお、ただいま設置されました平成30年度新冠町一般会計等予算審査特別委員会においては、正・副委員長を互選し、後刻報告願います。

◎閉議宣告

○議長（芳住革二君） 以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。本日は、これをもって散会いたします。どうもご苦労さまでございました。

（散会 16：35）

以上、会議の顛末は書記が記録したものであるが、その内容に相違ないことを証明するため、ここに署名する。

新冠町議会議長

署名議員

署名議員